

三重県公共工事共通仕様書 令和元年7月一部改正

◆第1編 共通編	P	1	～	P	36
◆第2編 河川編	P	37	～	P	38
◆第3編 海岸編	P	39	～	P	39
◆第5編 ダム編	P	41	～	P	41
◆第6編 道路編	P	42	～	P	47
◆第11編 水道・工業用水道編	P	48	～	P	49
◆第12編 農村農業整備編	P	50	～	P	51
◆建設工事施工管理基準(案)	P	52	～	P	73

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	0	0	0	0	第1編	共通編	1	0	0	0	0	第1編	共通編	
1	1	0	0	0	第1章	総則	1	1	0	0	0	第1章	総則	
1	1	1	2	0	1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1-1-2	用語の定義	
1	1	1	2	13	13. 見積 参考資料	設計図書の他に交付する「 見積 参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、「 見積 参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。なお、「 見積 参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。	1	1	1	2	13	13. 工事費積算 参考資料	設計図書の他に交付する「 工事費積算 参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、「 工事費積算 参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。なお、「 工事費積算 参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。	用語の修正
1	1	1	6	0	1-1-6	技術者（監理技術者等）等	1	1	1	6	0	1-1-6	技術者（監理技術者等）等	
1	1	1	6	6	6. 技術者の兼任		1	1	1	6	6	6. 技術者の 専任・兼任	(1) 技術者の専任 受注者は、請負金額3,500万円（建築工事にあつては、7,000万円）以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、 工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、工場製作などにあつては、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省通知 平成28年度12月19日付け 国総建第349号） によるものとする。	建業法で定められた内容を明記
						受注者は、請負金額500万円以上 2,500万円未滿 （建築工事にあつては請負金額が1,500万円以上 5,000万円未滿 ）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1人の主任技術者が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあつては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。 なお、請負金額2,500万円（建築工事にあつては5,000万円）以上の県発注公共工事の専任を要しない主任技術者は、請負金額500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上の県発注公共工事の技術者を兼任できないものとする。							(2) 技術者の兼任 受注者は、請負金額500万円以上 3,500万円未滿 （建築工事にあつては請負金額が1,500万円以上 7,000万円未滿 ）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1人の主任技術者（ 監理技術者 ）が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあつては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。	建業法に合わせた請負金額に変更
1	1	1	7	0	1-1-7	コリンズ（CORINS）への登録	1	1	1	7	0	1-1-7	コリンズ（CORINS）への登録	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）									
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由	
1	1	1	7	1	1	1. コリنز (CORINS) の登録	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を 作成し 監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は工事完成後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が 受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時と工事完成時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の 提示 を省略できる。	1	1	1	7	1	1. コリنز (CORINS) の登録	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に工事实績情報として 作成した 「登録のための確認のお願い」を コリنزから監督員にメール送信し 、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は工事完成後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 なお、完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、 コリنز登録時に監督員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の 登録 を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録しなければならない。	コリنز実態に基づき修正 完了時登録の明確化
1	1	1	12	0	1-1-12	施工体制台帳	1	1	1	12	0	1-1-12	施工体制台帳		
1	1	1	12	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合に は、下請け金額にかかわらず、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国官技第30号、国港建第112号、国空建第68号）（以下「実施要領」という）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、実施要領で規定する「2. 対象工事」中の「工事を施工するために、締結した下請契約の代金の額（当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上になる工事」とあるのは、「工事を施工するために下請負契約を締結した工事」と読み替え、「3. 記載すべき内容（注2）」中の「 「施工体制台帳の作成等について」（平成13年3月30日付け国総建第84号）」とあるのは、「「施工体制台帳の作成等について（通知）」（平成26年12月25日付け国土建第198～202号）」と読み替えるものとする。	1	1	1	12	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、 国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国官整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）（以下「施工体制台帳に係る書類の提出について」という）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、 「施工体制台帳に係る書類の提出について」の別紙実施要領で規定する「3. 記載すべき内容（注2）」中の「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を参考とするとあるのは、「「施工体制台帳の作成等について（通知）」（平成31年3月29日付け国土建第499～500号）」と読み替えるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）										
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由		
1	1	1	12	2	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び 実施要領 に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。 なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし詳細になりすぎないように留意する。	1	1	1	12	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「 施工体制台帳に係る書類の提出について 」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。 なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし詳細になりすぎないように留意する。	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	21	0	1-1-21	建設副産物	1	1	1	21	0	1-1-21	建設副産物			
1	1	1	21	3	3	3. 法令遵守	受注者は、「建設工事に係る資材の再資源等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）、「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針」（平成14年4月三重県）、「三重県公共建設工事における分別解体等・再資源化等実施要領」（平成14年7月22日施行）、「建設副産物適正処理推進要綱 国土交通事務次官通達」（平成14年5月30日）、「三重県建設副産物処理基準」（県土整備部長 平成24年7月）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日）、「三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1	1	21	3	3. 法令遵守	受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成26年6月4日法律第55号）（以下「建設リサイクル法」という。）、「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針」（平成14年4月三重県）、「三重県公共建設工事における分別解体等・再資源化等実施要領」（平成14年7月22日施行）、「建設副産物適正処理推進要綱 国土交通事務次官通達」（平成14年5月30日）、「三重県建設副産物処理基準」（県土整備部長 平成31年4月）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日）、「三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	基準類改定に伴う修正	
1	1	1	22	0	1-1-22	監督員による検査（確認を含む）及び立会等	1	1	1	22	0	1-1-22	監督員による検査（確認を含む）及び立会等			
						表1-2							表1-2			
						種別 鋼板巻立て工	細別 溶接	確認時期 溶接前 溶接完了時					種別 鋼板巻立て工	細別 現場溶接工	確認時期 溶接前 溶接完了時	語句の修正
							現場塗装工	現場塗装前 現場塗装完了時						現場塗装工	塗装前 塗装完了時	
1	1	1	32	0	1-1-32	工事中の安全確保	1	1	1	32	0	1-1-32	工事中の安全確保			

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）														
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	改定理由					
編章節条 (項目見出し)					現行条文					編章節条 (項目見出し)					新条文					改定理由
1	1	1	32	8	8. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	32	8	8. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 <u>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</u> <u>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和元年5月28日付け 国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</u>	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 <u>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</u> <u>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和元年5月28日付け 国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</u>	標示板の記載事項に工事内容等を追記する。標示板の記載にあたって、工事に関する情報をわかりやすく記載すること、標示板の例を参考とすること、記載内容については、工事内容に応じて、関連通達によることを追記する。					
1	1	1	32	10	10. 周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	1	1	1	32	10	10. 周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	影響が生じた場合では、対策として手戻りとなる可能性があるため文言追加修正					



図1-1-2 標示板の例

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1	1	32	13	13. 現場環境改善 (イメージアップ)		1	1	1	32	13	13. 現場環境改善		語句の修正
1	1	1	32	19	19. 安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	32	19	19. 安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	20	20. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。 特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	32	20	20. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。 特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	32	32. 足場の設置	受注者は、足場を設置する場合は労働安全衛生規則によるものとし、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、監督員または検査員の要求があった場合は、速やかに提示するものとする。	1	1	1	32	32	32. 足場の設置	受注者は、足場を設置する場合は労働安全衛生規則によるものとし、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、監督員の要求があった場合は、速やかに提示するものとする。	重複確認を廃止するため、検査員からの提示は求めない。
1	1	1	32	34	34. 休憩時間及び安全に関する指導	受注者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、施工計画書に具体的時間を記載しなければならない。 また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。 なお、上記の休憩時間及び安全に関する指導について実施記録を整理し、監督員または検査員の要求があった場合は、速やかに提示するものとする。	1	1	1	32	34			受注者の自主管理で良いため、削除する。
1	1	1	32	35	35. 安全巡視	受注者は本条第7項に基づき、安全巡視者を定め以下に上げる任務を遂行しなければならない。 (1) 安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。	1	1	1	32	34	34. 安全巡視	受注者は本条第7項に基づき、安全巡視者を定め以下に上げる任務を遂行しなければならない。 (1) 安全巡視者は、常に腕章等を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。	語句の修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1	1	32	36	36.	定期安全研修・訓練等 受注者は本条第13項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し施工計画書へ記載しなければならない。 (1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1) 月当り半日以上時間を割り当てた安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施	1	1	1	32	35	35.	定期安全研修・訓練等 受注者は本条第14項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し施工計画書へ記載しなければならない。 (1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1) 月当り半日以上時間を割り当てた安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 6) その他安全に関する取組み	項目削除による番号変更及び及び6)を追加
1	1	1	32	37	37.	工事説明書	1	1	1	32	36	36.	工事説明書	項目削除による番号変更
1	1	1	32	38	38.	架空線等事故防止対策	1	1	1	32	37	37.	架空線等事故防止対策	項目削除による番号変更
1	1	1	36	0	1-1-36	環境対策	1	1	1	36	0	1-1-36	環境対策	
1	1	1	36	2	2.	排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-4に示す一般工用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	36	2	2.	排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-4に示す一般工用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	38	0	1-1-38	交通安全管理	1	1	1	38	0	1-1-38	交通安全管理	
1	1	1	38	3	3.	交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	38	3	3.	交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）									
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由	
1	1	1	38	15	15	15. 通行許可（1）	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正 政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	38	15	15. 通行許可（1）	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正 政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	40	0	1-1-40	諸法令の遵守	1	1	1	40	0	1-1-40	諸法令の遵守		
1	1	1	40	1	1	1. 諸法令の遵守	1	1	1	40	1	1	1. 諸法令の遵守		
						(1) 地方自治法（平成26年11月改正 法律第122号）							(1) 地方自治法（平成30年12月改正 法律第102号）	諸基準類の改定に伴う修正	
						(2) 建設業法（平成26年6月改正 法律第69号）							(2) 建設業法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃	
						(4) 労働基準法（平成24年6月改正 法律第42号）							(4) 労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）	〃	
						(6) 労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）							(6) 労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）	〃	
						(7) 雇用保険法（平成26年6月改正 法律第69号）							(7) 雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	〃	
						(8) 厚生年金保険法（平成25年6月改正 法律第63号）							(8) 厚生年金保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	〃	
						(9) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）							(9) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	〃	
						(10) 労働者災害補償保険法（平成26年6月改正 法律第69号）							(10) 労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）	〃	
						(11) 健康保険法（平成26年6月改正 法律第83号）							(11) 健康保険法（平成30年7月改正 法律第79号）	〃	
						(12) 中小企業退職金共済法（平成26年6月改正 法律第69号）							(12) 中小企業退職金共済法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃	
						(13) 作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）							(13) 作業環境測定法（平成29年5月改正 法律第41号）	〃	
						(14) じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）							(14) じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	〃	
						(15) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成25年11月改正 法律第86号）							(15) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正 法律第71号）	〃	
						(16) 職業安定法（平成26年6月改正 法律第67号）							(16) 職業安定法（平成30年7月改正 法律第71号）	〃	
						(17) 出入国管理及び難民認定法（平成26年6月改正 法律第74号）							(17) 出入国管理及び難民認定法（平成30年7月改正 法律第71号）	〃	
						(18) 道路法（平成26年6月改正 法律第72号）							(18) 道路法（平成30年3月改正 法律第6号）	〃	
						(19) 道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）							(19) 道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）	〃	
						(20) 道路運送法（平成26年6月改正 法律第69号）							(20) 道路運送法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃	
						(21) 道路運送車両法（平成26年6月改正 法律第69号）							(21) 道路運送車両法（平成29年5月改正 法律第40号）	〃	
						(24) 地すべり等防止法（平成26年6月改正 法律第69号）							(24) 地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃	
						(25) 河川法（平成26年6月改正 法律第69号）							(25) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃	
						(27) 海岸法（平成26年6月改正 法律第69号）							(27) 海岸法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃	
						(28) 港湾法（平成26年6月改正 法律第91号）							(28) 港湾法（平成29年6月改正 法律第55号）	〃	
						(29) 港則法（平成21年7月改正 法律第69号）							(29) 港則法（平成29年6月改正 法律第55号）	〃	
						(32) 漁業法（平成26年6月改正 法律第69号）							(32) 漁業法（平成30年7月改正 法律第75号）	〃	
						(36) 航空法（平成26年6月改正 法律第70号）							(36) 航空法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃	
						(38) 軌道法（平成18年3月改正 法律第19号）							(38) 軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃	
						(39) 森林法（平成26年6月改正 法律第69号）							(39) 森林法（平成30年6月改正 法律第35号）	〃	
						(40) 環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）							(40) 環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	〃	
						(42) 大気汚染防止法（平成26年6月改正 法律第72号）							(42) 大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
						(43) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月改正法律第51号）							(43) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）	〃
						(45) 水質汚濁防止法（平成25年6月改正 法律第60号）							(45) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃
						(48) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）							(48) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成29年6月改正 法律第61号）	〃
						(49) 土壌汚染対策法（平成26年6月改正 法律第51号）							(49) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	〃
						(50) 農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）							(50) 農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）	〃
						(51) 毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）							(51) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	〃
						(53) 文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号）							(53) 文化財保護法（平成30年6月改正 法律第42号）	〃
						(55) 電気事業法（平成26年6月改正 法律第72号）							(55) 電気事業法（平成30年6月改正 法律第41号）	〃
						(56) 消防法（平成26年6月改正 法律第69号）							(56) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	〃
						(57) 測量法（平成23年6月改正 法律第61号）							(57) 測量法（平成29年5月改正 法律第41号）	〃
						(58) 建築基準法（平成26年6月改正 法律第92号）							(58) 建築基準法（平成30年6月改正 法律第67号）	〃
						(59) 都市公園法（平成26年6月改正 法律第69号）							(59) 都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	〃
						(60) 電波法（平成26年6月改正 法律第69号）							(60) 電波法（平成30年5月改正 法律第24号）	〃
						(64) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正 法律第73号）							(64) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	〃
						(65) 船員法（平成26年6月改正 法律第69号）							(65) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	〃
						(66) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正 法律第69号）							(66) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	〃
						(67) 船員保険法（平成26年6月改正 法律第83号）							(67) 船員保険法（平成29年6月改正 法律第52号）	〃
						(68) 船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号）							(68) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	〃
						(86) 駐車場法（平成23年12月改正 法律第122号）							(86) 駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）	〃
						(88) 所得税法（平成26年6月改正 法律第91号）							(88) 所得税法（平成30年6月改正 法律第41号）	〃
						(89) 著作権法（平成26年6月改正 法律第69号）							(89) 著作権法（平成30年7月改正 法律第72号）	〃
						(90) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）							(90) 警備業法（平成30年5月改正 法律第33号）	〃
						(91) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）							(91) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号）	〃
						(92) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）							(92) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成30年6月改正 法律第41号）	〃
						(93) 地方税法（平成26年6月改正 法律第72号）							(93) 地方税法（平成30年3月改正 法律第3号）	〃
1	1	1	48	0	1-1-48	特許権等	1	1	1	48	0	1-1-48	特許権等	
1	1	1	48	3	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正法律第51号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	48	3	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	2	0	0	0	第2章	材料	1	2	0	0	0	第2章	材料	
1	2	7	0	0	第7節	鋼材	1	2	7	0	0	第7節	鋼材	
1	2	7	7	0	2-7-7	溶接材料	1	2	7	7	0	2-7-7	溶接材料	
						JIS Z 3352（サブマージアーク溶接用フラックス）							JIS Z 3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）	JIS名称変更に伴う修正
1	2	8	0	0	第8節	セメント及び混和材料	1	2	8	0	0	第8節	セメント及び混和材料	
1	2	8	1	0	2-8-1	一般事項	1	2	8	1	0	2-8-1	一般事項	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）					改定理由																																																		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																			
1	2	8	1	4	4. 異常なセメント使用時の注意	1	2	8	1	4	4. 異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	諸基準類の改定に伴う修正																																														
1	2	8	1	7	7. 異常な混和剤使用時の注意	1	2	8	1	7	7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。 ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	諸基準類の改定に伴う修正																																														
1	2	8	1	9	9. 異常な混和材使用時の注意	1	2	8	1	9	9. 異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	諸基準類の改定に伴う修正																																														
1	2	8	2	0	2-8-2	セメント	1	2	8	2	0	2-8-2	セメント																																															
					表2-21							表2-21																																																
					<table border="1"> <caption>表2-21 普通ポルトランドセメントの品質</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 cm²/g</td> <td>2,500以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ N/mm²</td> <td>3 d</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5以上</td> </tr> <tr> <td>28 d</td> <td>42.5以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>350以下</td> </tr> <tr> <td>28 d</td> <td>400以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム %</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄 %</td> <td>3.5以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量 %</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ (Na o eq) %</td> <td>0.75以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン %</td> <td>0.035以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na o eq) の値を0.6%以下とする。</p>					品 質		規 格	比表面積 cm ² /g		2,500以上	凝 結 h	始 発	1以上	終 結	10以下	安定性	バット法	良	ルシャチリエ法 mm	10以下	圧縮強さ N/mm ²	3 d	12.5以上	7 d	22.5以上	28 d	42.5以上	水 和 熱 J/g	7 d	350以下	28 d	400以下	酸化マグネシウム %		5.0以下	三酸化硫黄 %		3.5以下	強熱減量 %		5.0以下	全アルカリ (Na o eq) %		0.75以下	塩化物イオン %		0.035以下								
品 質		規 格																																																										
比表面積 cm ² /g		2,500以上																																																										
凝 結 h	始 発	1以上																																																										
	終 結	10以下																																																										
安定性	バット法	良																																																										
	ルシャチリエ法 mm	10以下																																																										
圧縮強さ N/mm ²	3 d	12.5以上																																																										
	7 d	22.5以上																																																										
	28 d	42.5以上																																																										
水 和 熱 J/g	7 d	350以下																																																										
	28 d	400以下																																																										
酸化マグネシウム %		5.0以下																																																										
三酸化硫黄 %		3.5以下																																																										
強熱減量 %		5.0以下																																																										
全アルカリ (Na o eq) %		0.75以下																																																										
塩化物イオン %		0.035以下																																																										
					<table border="1"> <caption>表2-21 普通ポルトランドセメントの品質</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 cm²/g</td> <td>2,500以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ N/mm²</td> <td>3 d</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5以上</td> </tr> <tr> <td>28 d</td> <td>42.5以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28 d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム %</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄 %</td> <td>3.5以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量 %</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ (Na o eq) %</td> <td>0.75以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン %</td> <td>0.035以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na o eq) の値を0.6%以下とする。</p>					品 質		規 格	比表面積 cm ² /g		2,500以上	凝 結 h	始 発	1以上	終 結	10以下	安定性	バット法	良	ルシャチリエ法 mm	10以下	圧縮強さ N/mm ²	3 d	12.5以上	7 d	22.5以上	28 d	42.5以上	水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する	28 d	測定値を報告する	酸化マグネシウム %		5.0以下	三酸化硫黄 %		3.5以下	強熱減量 %		5.0以下	全アルカリ (Na o eq) %		0.75以下	塩化物イオン %		0.035以下								
品 質		規 格																																																										
比表面積 cm ² /g		2,500以上																																																										
凝 結 h	始 発	1以上																																																										
	終 結	10以下																																																										
安定性	バット法	良																																																										
	ルシャチリエ法 mm	10以下																																																										
圧縮強さ N/mm ²	3 d	12.5以上																																																										
	7 d	22.5以上																																																										
	28 d	42.5以上																																																										
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する																																																										
	28 d	測定値を報告する																																																										
酸化マグネシウム %		5.0以下																																																										
三酸化硫黄 %		3.5以下																																																										
強熱減量 %		5.0以下																																																										
全アルカリ (Na o eq) %		0.75以下																																																										
塩化物イオン %		0.035以下																																																										
1	2	8	3	0	2-8-3	混和材料	1	2	8	3	0	2-8-3	混和材料																																															
1	2	8	3	5	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編）JSCE-D102-2013吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成25年11月）の規格に適合するものとする。	1	2	8	3	5	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編）JSCE-D102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正																																														
1	2	9	0	0	第9節	セメントコンクリート製品	1	2	9	0	0	第9節	セメントコンクリート製品																																															
1	2	9	1	0	2-9-1	一般事項	1	2	9	1	0	2-9-1	一般事項																																															

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
1	2	9	1	3	3. アルカリ骨材反応抑制対策	1	2	9	1	3	3. アルカリシリカ反応抑制対策	諸基準類の改定に伴う修正
1	2	9	1	4	4. アルカリ骨材反応抑制対策の対象	1	2	9	1	4	4. アルカリシリカ反応抑制対策の対象	諸基準類の改定に伴う修正
1	2	9	1	5	5. アルカリ骨材反応抑制対策の確認	1	2	9	1	5	5. アルカリシリカ反応抑制対策の確認	諸基準類の改定に伴う修正
1	2	10	0	0	第10節	1	2	10	0	0	第10節	
1	2	10	3	0	2-10-3	1	2	10	3	0	2-10-3	
					再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成28年11月改正政令第343号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。						再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正 政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-27、表2-28、表2-29の規格に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	2	14	0	0	第14節	1	2	14	0	0	第14節	
1	2	14	1	0	2-14-1	1	2	14	1	0	2-14-1	
					標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。						標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	用語修正
					(1) 標識板						(1) 標識板	用語修正
1	3	0	0	0	第3章	1	3	0	0	0	第3章	
1	3	2	0	0	第2節	1	3	2	0	0	第2節	
					厚生労働省「道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成23年3月）						厚生労働省「道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成29年6月）	諸基準類の改定に伴う修正
					土木学会コンクリート標準示方書（規準編）（平成25年11月）						土木学会コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	3	0	0	第3節	1	3	3	0	0	第3節	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	3	3	2	0	3-3-2	材料	1	3	3	2	0	3-3-2	材料	
1	3	3	2	4	4. 路側防護柵工の材料	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	1	3	3	2	4	4. 路側防護柵工の材料	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	
						(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、 <u>亜鉛の付着量をJIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 構造用 (Z27) の275g/m² (両面付着量) 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。</u>							(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、 <u>めっき付着量を両面で275g/m²以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。</u>	諸基準類の改定に伴う修正
													(7) <u>鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 (支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u>	諸基準類の改定に伴う修正
													①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所	諸基準類の改定に伴う修正
													②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所	諸基準類の改定に伴う修正
													③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	3	2	5	5. 亜鉛めっき地肌のままの材料	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	1	3	3	2	5	5. 亜鉛めっき地肌のままの材料	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	
						(2) 受注者は、 <u>亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</u>							(2) 受注者は、 <u>めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</u>	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	3	2	6	6. 視線誘導標の形状及び性能	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	1	3	3	2	6	6. 視線誘導標の形状及び性能	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	
						(1) 反射体							(1) 反射体	
						②受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。							②受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	
						白色							白色	
						$0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$							$0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$	
						$0.50 \geq x \geq 0.41$							$0.50 \geq x \geq 0.41$	
						橙色							橙色	
						$0.44 \geq y \geq 0.39$							$0.44 \geq y \geq 0.39$	
						$y \geq 0.99-x$							$y \geq 0.99-x$	
						ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色-第3部: CIE三刺激値) の色度座標である。							ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色-第3部: CIE三刺激値) の色度座標である。	誤記修正
1	3	3	6	0	3-3-6	小型標識工	1	3	3	6	0	3-3-6	小型標識工	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
1	3	3	6	10	10. 素材加工	受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。	1	3	3	6	10	10. 素材加工	受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	3	13	0	3-3-13	プレテンション桁製作工（購入工）	1	3	3	13	0	3-3-13	プレテンション桁製作工（購入工）	
1	3	3	13	2	2. 適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	1	3	3	13	2	2. 適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	
						(3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。							(3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。	
						②蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。							②蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。 <u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</u>	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	3	14	0	3-3-14	ポストテンション桁製作工	1	3	3	14	0	3-3-14	ポストテンション桁製作工	
1	3	3	14	3	3. コンクリートの施工	受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。	1	3	3	14	3	3. コンクリートの施工	受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。	
													<u>(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</u>	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	3	14	6	6. グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。	1	3	3	14	6	6. グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。	
						(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。							(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。	
						①グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。							①グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
						(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。							(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、 <u>±5℃</u> 以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	3	14	9	9. プレグラウトPC鋼材	プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。	1	3	3	14	9	9. プレグラウト <u>された</u> PC鋼材	プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
						(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、 <u>部材</u> コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。							(2) 使用する樹脂 <u>またはグラウトは</u> 、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート <u>部材</u> とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
						(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し <u>部材</u> コンクリートと一体化が図られるものとする。							(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性能を有しコンクリート <u>部材</u> と一体化が図られるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
						(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。							(4) プレグラウト <u>された</u> PC鋼材として <u>(1) から (3) を使用して</u> 加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）																																																			
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由																																											
1	3	3	15	0	3-3-15	プレキャストセグメント主桁組立工	1	3	3	15	0	3-3-15	プレキャストセグメント主桁組立工																																												
1	3	3	15	2	2.ブロック組立て施工	ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。	1	3	3	15	2	2.ブロック組立て施工	ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。																																												
						(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-4に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。							(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正																																											
													未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																																											
						なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成25年11月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。							なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成30年10月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																																											
						表3-4 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準																																																			
						<p style="text-align: center;">表3-4 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外観</td> <td>二</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2℃</td> <td rowspan="4">二</td> </tr> <tr> <td>粘度</td> <td>mPa・s</td> <td>1×10⁴～1×10⁵</td> <td>夏用 30±2℃</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td>冬用 10±2℃</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">硬化した接着剤</td> <td>比重</td> <td>二</td> <td>1.1～1.7</td> <td></td> <td rowspan="4">23±2℃ 7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>50.0以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>12.5以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm²</td> <td>6.0以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：①可使時間は練りまぜからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。 ②だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ1mm塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。 ③接着強さは、せん断試験により求めるものとする。</p>	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外観	二	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	二	粘度	mPa・s	1×10 ⁴ ～1×10 ⁵	夏用 30±2℃	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		硬化した接着剤	比重	二	1.1～1.7		23±2℃ 7日間	引張強さ	N/mm ²	12.5以上		圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上		引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上		接着強さ	N/mm ²	6.0以上							
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																																					
未硬化の接着剤	外観	二	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	二																																																				
	粘度	mPa・s	1×10 ⁴ ～1×10 ⁵	夏用 30±2℃																																																					
	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃																																																					
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																																						
硬化した接着剤	比重	二	1.1～1.7		23±2℃ 7日間																																																				
	引張強さ	N/mm ²	12.5以上																																																						
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上																																																						
	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上																																																						
接着強さ	N/mm ²	6.0以上																																																							
						(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。							(3) プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																																											
						(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。							(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																																											

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）																																			
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	新条文	改定理由																											
1	3	3	18	0	3-3-18	1	3	3	18	0	3-3-18	1	3	3	18	0	3-3-18	根固めブロック工																							
1	3	3	18	7	7.養生	1	3	3	18	7	7.養生	1	3	3	18	7	7.養生	コンクリート打設後の施工については、第1編 5-3-9 養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	誤記修正																						
1	3	3	24	0	3-3-24	1	3	3	24	0	3-3-24	1	3	3	24	0	3-3-24	現場継手工																							
1	3	3	24	1	1.一般事項	1	3	3	24	1	1.一般事項	1	3	3	24	1	1.一般事項	受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表3-5に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。	表番号修正																						
																		(2) 接触面を塗装する場合は、表3-6に示す条件に基づき、 厚膜型無機ジンクリッチペイント を使用するものとする。	表番号修正																						
																		表3-5 すべり係数	表番号修正																						
																		表3-6 厚膜型無機ジンクリッチペイント を塗装する場合の条件	表番号修正																						
1	3	3	24	4	4.締付けボルト軸力	1	3	3	24	4	4.締付けボルト軸力	1	3	3	24	4	4.締付けボルト軸力	締付けボルト軸力については、以下の規定によるものとする。																							
																		(3) 摩擦接合ボルトを、表3-7に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。	表番号修正																						
																		表3-7 設計ボルト軸力 (kN)	表番号修正																						
																		<p style="text-align: center;">表 3 - 7 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238						
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																							
F8T B8T	M20	133																																							
	M22	165																																							
	M24	192																																							
F10T S10T B10T	M20	165																																							
	M22	205																																							
	M24	238																																							
																		<p style="text-align: center;">表 3 - 6 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	S14T	M22	299	M24	349	
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																							
F8T B8T	M20	133																																							
	M22	165																																							
	M24	192																																							
F10T S10T B10T	M20	165																																							
	M22	205																																							
	M24	238																																							
S14T	M22	299																																							
	M24	349																																							
																		(5) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表3-8及び表3-9に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	表番号修正																						
																		表3-8 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値	表番号修正																						
																		表3-9 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値	表番号修正																						

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
						表3-14 線材の品質管理試験の内容							表3-13 線材の品質管理試験の内容	表番号修正
1	3	3	35	0	3-3-35	袋詰玉石工	1	3	3	35	0	3-3-35	袋詰玉石工	
1	3	3	35	2	2. 根固め用袋材の性能	袋型根固め用袋材は、表3-15に示す性能を満足することを確認するものとする。	1	3	3	35	2	2. 根固め用袋材の性能	袋型根固め用袋材は、表3-14に示す性能を満足することを確認しなければならない。	表番号修正
1	3	3	35	3	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-15に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	1	3	3	35	3	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	表番号修正
						表3-15 (1) 袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法							表3-14 (1) 袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法	表番号修正
						表3-15 (2) 参考資料							表3-14 (2) 参考資料	表番号修正
1	3	4	0	0	第4節	基礎工	1	3	4	0	0	第4節	基礎工	
1	3	4	4	0	3-4-4	既製杭工	1	3	4	4	0	3-4-4	既製杭工	
1	3	4	4	11	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。	1	3	4	4	11	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	4	4	20	20. セメントミルクの水セメント比	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、 <u>貧配合の安定液</u> を噴出しながら、ゆっくりと引上げるものとする。	1	3	4	4	20	20. セメントミルクの水セメント比	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、 <u>セメントミルク</u> を噴出しながら、ゆっくりと引き上げなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	4	4	25	25. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	1	3	4	4	25	25. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	
						(9) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-16の許容値を満足するように施工しなければならない。							(9) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-15の許容値を満足するように施工しなければならない。	表番号修正
						表3-16 現場円周溶接部の目違いの許容値							表3-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	表番号修正
						(10) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。							(10) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
						(14) なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。補修方法は、表3-17に示すとおり行なうものとする。							(14) なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。補修方法は、表3-16に示すとおり行なうものとする。	表番号修正
						表3-17 欠陥の補修方法							表3-16 欠陥の補修方法	表番号修正
1	3	4	5	0	3-4-5	現場打杭工	1	3	4	5	0	3-4-5	現場打杭工	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	3	4	5	12	12. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。	1	3	4	5	12	12. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取 り 付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し て 500～700mmの間隔で設置するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	4	5	14	14. 鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。	1	3	4	5	14	14. 鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を 構造設計上考慮する鉄筋に対して 行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	4	6	0	3-4-6	深礎工	1	3	4	6	0	3-4-6	深礎工	
1	3	4	6	5	5. グラウトモルタルの示方配合	グラウトモルタル 1 m3当りの示方配合は表 3-18を標準とする。	1	3	4	6	5	5. グラウトモルタルの示方配合	グラウトモルタル 1 m3当りの示方配合は表 3-17を標準とする。	表番号修正
						表3-18 グラウトモルタルの配合比							表3-17 グラウトモルタルの配合比	表番号修正
1	3	4	6	10	10. 鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。	1	3	4	6	10	10. 鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を 組 立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に 組 立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持 等 のための溶接を 構造設計上考慮する鉄筋に対して 行ってはならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	4	8	0	3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	1	3	4	8	0	3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	
1	3	4	8	8	8. 中埋コンクリート施工前の作業	受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	1	3	4	8	8	8. 中埋 め コンクリート施工前の作業	受注者は、中埋 め コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	4	8	9	9. 中埋コンクリートの打設	受注者は、中埋コンクリートを施工するにあたり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	1	3	4	8	9	9. 中埋 め コンクリートの打設	受注者は、中埋 め コンクリートを施工するにあたり、 作業室内 の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋 め コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	4	9	0	3-4-9	鋼管矢板基礎工	1	3	4	9	0	3-4-9	鋼管矢板基礎工	
1	3	4	9	11	11. 鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	1	3	4	9	11	11. 鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	
						(7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-19の許容値を満足するように施工しなければならない。							(7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-18の許容値を満足するように施工しなければならない。	表番号修正
						表 3-19 現場円周溶接部の目違いの許容値							表 3-18 現場円周溶接部の目違いの許容値	表番号修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
						(8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。							(8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	4	9	13	13. 建込み精度管理	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	1	3	4	9	13	13. 建込み精度管理	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置して二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	6	0	0	第6節	境界工	1	3	6	0	0	第6節	境界工	
1	3	6	1	0	3-6-1	境界杭及び鉋	1	3	6	1	0	3-6-1	境界杭及び鉋	
1	3	6	1	12	12. 杭頭部の処理	受注者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は表3-20のとおりとする。	1	3	6	1	12	12. 杭頭部の処理	受注者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は表3-19のとおりとする。	表番号修正
						表3-20 境界杭							表3-19 境界杭	表番号修正
1	3	7	0	0	第7節	一般舗装工	1	3	7	0	0	第7節	一般舗装工	
1	3	7	2	0	3-7-2	材料	1	3	7	2	0	3-7-2	材料	
1	3	7	2	1	1. 適用規定	舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第1編3-7-3アスファルト舗装の材料、3-7-4コンクリート舗装の材料の規定による。	1	3	7	2	1	1. 適用規定	舗装工で使用する材料については、第1編3-7-3アスファルト舗装の材料、3-7-4コンクリート舗装の材料の規定による。	不要記載の削除
1	3	7	3	0	3-7-3	アスファルト舗装の材料	1	3	7	3	0	3-7-3	アスファルト舗装の材料	
1	3	7	3	3	3. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径	セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40mm以下とし標準粒度範囲は表3-21とする。	1	3	7	3	3	3. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径	セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40mm以下とし標準粒度範囲は表3-20とする。	表番号修正
						表3-21 骨材の標準粒度範囲							表3-20 骨材の標準粒度範囲	表番号修正
1	3	7	3	4	4. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の規格	セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表3-22に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んではならない。	1	3	7	3	4	4. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の規格	セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表3-21に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んではならない。	表番号修正
						表3-22 骨材の品質規格							表3-21 骨材の品質規格	表番号修正
1	3	7	3	10	10. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材	加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40mm以下とし、標準粒度範囲は表3-23とする。	1	3	7	3	10	10. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材	加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40mm以下とし、標準粒度範囲は表3-22とする。	表番号修正
						表3-23 骨材の標準粒度範囲							表3-22 骨材の標準粒度範囲	表番号修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）					改定理由			
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項				
1	3	7	3	11	11. 安定処理に使用する骨材の規格	1	3	7	3	11	11. 安定処理に使用する骨材の規格	安定処理に使用する骨材は、表3-23に示す品質規格に合格したもので、著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んでいてはならない。	表番号修正
					表3-24 骨材の品質規格						表3-23 骨材の品質規格	表番号修正	
1	3	7	3	13	13. 混合物の種類とアスファルト量	1	3	7	3	13	13. 混合物の種類とアスファルト量	示方アスファルト量と第1編 3-7-7 アスファルト舗装工の5項の(5)による最終的な配合（現場配合）から決定した基準アスファルト量が表3-25の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。	表番号修正
					表3-25 混合物の種類とアスファルト量						表3-24 混合物の種類とアスファルト量	表番号修正	
1	3	7	3	14	14. 下層路盤の材料規格	1	3	7	3	14	14. 下層路盤の材料規格	下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表3-26の規格に適合するものとする。	表番号修正
					表3-26 下層路盤の品質規格						表3-25 下層路盤の品質規格	表番号修正	
1	3	7	3	15	15. 上層路盤の材料規格	1	3	7	3	15	15. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。 (1) 粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-27、表3-28、表3-29の規格に適合するものとする。	表番号修正
					表3-27 上層路盤の品質規格						表3-26 上層路盤の品質規格	表番号修正	
					表3-28 上層路盤の品質規格						表3-27 上層路盤の品質規格	表番号修正	
					表3-29 上層路盤の品質規格						表3-28 上層路盤の品質規格	表番号修正	
					(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表3-30の規格に適合するものとする。						(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表3-29の規格に適合するものとする。	表番号修正	
					表3-30 粒度調整路盤材の粒度範囲						表3-29 粒度調整路盤材の粒度範囲	表番号修正	
1	3	7	3	17	17. アスファルト安定処理の材料規格	1	3	7	3	17	17. アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-31、表3-32の規格に適合するものとする。	表番号修正
					表3-31 鉄鋼スラグの品質規格						表3-30 鉄鋼スラグの品質規格	表番号修正	
					表3-32 アスファルトコンクリート再生骨材の品質						表3-31 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	表番号修正	
1	3	7	3	21	21. 適用規格（再生アスファルト(2)）	1	3	7	3	21	21. 適用規格（再生アスファルト(2)）	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	表記統一のため修正
					再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。						再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成22年11月）による。		
1	3	7	3	26	26. 適用規定（加熱アスファルト）	1	3	7	3	26	26. 適用規定（加熱アスファルト）	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。 (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-32、3-33の規格に適合するものとする。	表番号修正
					アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。 (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-31、3-32の規格に適合するものとする。						アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。 (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-31、3-32の規格に適合するものとする。		

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）					改定理由				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項					
1	3	7	3	27	27. マーシャル安定度試験	表3-33、3-34に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない	1	3	7	3	27. マーシャル安定度試験	表3-32、3-33に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない	表番号修正	
					表3-33 マーシャル安定度試験基準値						表3-32 マーシャル安定度試験基準値	表番号修正		
					表3-34 アスファルト混合物の種類と粒度範囲						表3-33 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	表番号修正		
1	3	7	7	0	3-7-7	アスファルト舗装工	1	3	7	7	0	3-7-7	アスファルト舗装工	
1	3	7	7	3	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	1	3	7	7	3	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
					(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-35の規格による。						(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-34の規格による。	表番号修正		
					表3-35 安定処理路盤の品質規格						表3-34 安定処理路盤の品質規格	表番号修正		
1	3	7	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-36に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	1	3	7	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-35に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	表番号修正
					表3-36 マーシャル安定度試験基準値						表3-35 マーシャル安定度試験基準値	表番号修正		
1	3	7	7	5	5. 基層及び表層の規定	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	1	3	7	7	5	5. 基層及び表層の規定	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
					(3) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-33に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。						(3) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-32に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。	表番号修正		
1	3	7	8	0	3-7-8	半たわみ性舗装工	1	3	7	8	0	3-7-8	半たわみ性舗装工	
1	3	7	8	4	4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章10-3-7施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	8	4	4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章10-3-7施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正
1	3	7	9	0	3-7-9	排水性舗装工	1	3	7	9	0	3-7-9	排水性舗装工	
1	3	7	9	3	3. バインダ（アスファルト）の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-37の標準的性状を満足するものでなければならない。	1	3	7	9	3	3. バインダ（アスファルト）の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-36の標準的性状を満足するものでなければならない。	表番号修正
					表3-37 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状						表3-36 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	表番号修正		

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）					改定理由
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	
1	3	7	9	4	1	3	7	9	4	表番号修正
										表番号修正
1	3	7	9	5	1	3	7	9	5	表番号修正
										表番号修正
										表番号修正
1	3	7	10	0	1	3	7	10	0	表番号修正
1	3	7	10	1	1	3	7	10	1	表記統一のため修正
1	3	7	11	0	1	3	7	11	0	表番号修正
1	3	7	11	5	1	3	7	11	5	表記統一のため修正
1	3	7	11	6	1	3	7	11	6	表番号修正
										表番号修正
										表番号修正
										表番号修正
1	3	7	11	8	1	3	7	11	8	表番号修正
										表番号修正
										表番号修正
										表番号修正
1	3	7	11	9	1	3	7	11	9	表番号修正
										表番号修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
1	3	7	11	11	11.11	11. 混合物の製造 (1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-46を満足するものとする。	1	3	7	11	11	11.11	11. 混合物の製造 (1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-45を満足するものとする。	表番号修正
						表3-46 アスファルトプラントにおける標準加熱温度							表3-45 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	表番号修正
1	3	7	11	13	13.13	13. 目地工の施工 (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-47の規格を満足するものでなければならない。	1	3	7	11	13	13.13	13. 目地工の施工 (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-46の規格を満足するものでなければならない。	表番号修正
						表3-47 目地材の規格							表3-46 目地材の規格	表番号修正
1	3	7	12	0	03-7-12	コンクリート舗装工	1	3	7	12	0	03-7-12	コンクリート舗装工	
1	3	7	12	3	3.3	3. セメント及び石灰安定処理の規定 (3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-48、表3-49の規格に適合するものとする。	1	3	7	12	3	3.3	3. セメント及び石灰安定処理の規定 (3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-47、表3-48の規格に適合するものとする。	表番号修正
						表3-48 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格							表3-47 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	表番号修正
						表3-49 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格							表3-48 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	表番号修正
1	3	7	12	4	4.4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-50に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。	1	3	7	12	4	4.4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定 (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-49に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。	表番号修正
						表3-50 マーシャル安定度試験基準値							表3-49 マーシャル安定度試験基準値	表番号修正
1	3	7	12	6	6.6	6. コンクリートの配合基準 コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-51の規格に適合するものとする。	1	3	7	12	6	6.6	6. コンクリートの配合基準 コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-50の規格に適合するものとする。	表番号修正
						表3-51 コンクリートの配合基準							表3-50 コンクリートの配合基準	表番号修正
1	3	7	12	7	7.7	7. 材料の質量計量誤差 コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-52の許容誤差の範囲内とする。	1	3	7	12	7	7.7	7. 材料の質量計量誤差 コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-51の許容誤差の範囲内とする。	表番号修正
						表3-52 計量誤差の許容値							表3-51 計量誤差の許容値	表番号修正
1	3	7	12	10	10.10	10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定 受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。	1	3	7	12	10	10.10	10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定 受注者は、コンクリートを締固めるときに、鉄鋼をたわませたり移動させたりしてはならない。	誤記修正
1	3	7	12	13	13.13	13. 転圧コンクリート舗装の規定 (4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2 配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-53によるものとする。	1	3	7	12	13	13.13	13. 転圧コンクリート舗装の規定 (4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2 配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-52によるものとする。	表番号修正
						表3-53 示方配合表							表3-52 示方配合表	表番号修正
1	3	7	12	14	14.14	14. コンクリート舗装目地の規定 (9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表3-54を標準とする。	1	3	7	12	14	14.14	14. コンクリート舗装目地の規定 (9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表3-53を標準とする。	表番号修正
						表3-54 注入目地材（加熱施工式）の品質							表3-53 注入目地材（加熱施工式）の品質	表番号修正
1	3	7	16	0	03-7-16	舗装打換え工	1	3	7	16	0	03-7-16	舗装打換え工	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）					改定理由					
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		編	章	節	条	項
1	3	7	16	1	1. 既設舗装の撤去	(2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	1	3	7	16	1	1. 既設舗装の撤去	(2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。		誤記修正
1	3	8	0	0	第8節	地盤改良工	1	3	8	0	0	第8節	地盤改良工		
1	3	8	9	0	3-8-9	固結工	1	3	8	9	0	3-8-9	固結工		
1	3	8	9	1	1. 攪拌	攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。	1	3	8	9	1	1. 攪拌	攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。		新規工種追加
							1	3	8	9	6	6. 中層混合処理	(1) 改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。		新規工種追加
													なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。		新規工種追加
													(2) 施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。		新規工種追加
													(3) 受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。		新規工種追加
													なお、現地状況によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。		新規工種追加
													施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督員と協議しなければならない。		新規工種追加
1	3	8	9	6	6. 薬液注入工法		1	3	8	9	7	7. 薬液注入工法			項目番号修正
1	3	8	9	7	7. 施工計画		1	3	8	9	8	8. 施工計画			項目番号修正
1	3	8	9	8	8. 薬液注入の採用		1	3	8	9	9	9. 薬液注入の採用			項目番号修正
1	3	8	9	9	9. 地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合の措置		1	3	8	9	10	10. 地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合の措置			項目番号修正
1	3	8	9	10	10. 水質の監視		1	3	8	9	11	11. 水質の監視			項目番号修正
1	3	8	9	11	11. 施工の確認		1	3	8	9	12	12. 施工の確認			項目番号修正
1	3	8	9	12	12. 薬液注入工事前の確認事項		1	3	8	9	13	13. 薬液注入工事前の確認事項			項目番号修正
1	3	8	9	13	13. 適用規定		1	3	8	9	14	14. 適用規定			項目番号修正
1	3	8	9	14	14. 施工管理等		1	3	8	9	15	15. 施工管理等			項目番号修正
1	3	13	0	0	第13節	工場製作工（共通）	1	3	13	0	0	第13節	工場製作工（共通）		
1	3	13	2	0	3-13-2	材料	1	3	13	2	0	3-13-2	材料		
1	3	13	2	6	6. 溶接材料	なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。	1	3	13	2	6	6. 溶接材料	なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。		諸基準類の改定に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）																																									
編	章	節	条	項	編章節条項 （項目見出し）	編	章	節	条	項	編章節条項 （項目見出し）	編章節条項 （項目見出し）	編章節条項 （項目見出し）	編章節条項 （項目見出し）	改定理由																																
					<p style="text-align: center;">表3-55 溶接材料区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分		強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料									<p style="text-align: center;">表3-55 溶接材料区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分		強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料					
使用区分																																															
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																																														
使用区分																																															
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																																														
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																																														
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																														
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																														
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																																														
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																																														
					(2) SM490以上の鋼材を溶接する場合						(2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500を溶接する場合				諸基準類の改定に伴う修正																																
1	3	13	3	0	3-13-3	桁製作工	1	3	13	3	0	3-13-3	桁製作工																																		
1	3	13	3	1	1. 製作加工	(2) 工作	1	3	13	3	1	1. 製作加工	(2) 工作																																		
						①受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 <u>また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。</u> なお、板取りに関する資料を保管し、 <u>工事完成時に提出しなければならない。</u> <u>ただし、それ以外で</u> 監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。						①受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。			誤記修正 提出書類に係る修正																																
						③受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。						③受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセットプレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。																																			
						(4) 溶接施工試験						(4) 溶接施工試験																																			
						2) SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。						2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合			諸基準類の改定に伴う修正																																
						(8) 予熱						(8) 予熱																																			
						受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-60により予熱することを標準とする。 <u>なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-60-1とする。</u>						受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-60-1の条件を満たす場合に限り、表3-60により予熱することを標準とする。			諸基準類の改定に伴う修正																																

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成30年版)					改正案 (令和元年版)																																																																																																																																																																								
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																																																																																				
編章節条 (項目見出し)					編章節条 (項目見出し)																																																																																																																																																																								
現行条文					新条文																																																																																																																																																																								
<p align="center">表3-60 予熱温度の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度(℃)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分(mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ 40以下</th> <th>40をこえ 50以下</th> <th>50をこえ 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA 400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA 490W SMA 570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]「予熱なし」については、気温(室内の場合は室温)が5℃以下の場合は20℃程度に加熱する。</p>					鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)				板厚区分(mm)				25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	<p align="center">表3-60 予熱温度の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度(℃)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分(mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ 40以下</th> <th>40をこえ 50以下</th> <th>50をこえ 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA 400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA 490W SMA 570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W</td> <td>低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]「予熱なし」については、気温(室内の場合は室温)が5℃以下の場合は20℃程度に加熱する。</p>					鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)				板厚区分(mm)				25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし					
鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)																																																																																																																																																																											
		板厚区分(mm)																																																																																																																																																																											
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下																																																																																																																																																																								
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																																								
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																								
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																								
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																								
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																								
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																								
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																								
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																								
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																								
SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																								
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																								
鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)																																																																																																																																																																											
		板厚区分(mm)																																																																																																																																																																											
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下																																																																																																																																																																								
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																																								
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																								
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																								
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																								
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																								
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																								
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																								
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																								
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																								
SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																								
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																								
SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																								
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																								
<p align="center">表3-60-1 予熱温度の標準を適用する場合の$P_{0.2}$の条件 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼種</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材の板厚(mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>					鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	鋼材の板厚(mm)						25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下	<p align="center">表3-60-1 予熱温度の標準を適用する場合の$P_{0.2}$の条件 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼種</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> <th>SBHS400 SBHS400W</th> <th>SBHS500 SBHS500W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材の板厚(mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.22以下</td> <td>0.20以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	鋼材の板厚(mm)								25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下			25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	0.22以下	0.20以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下			<p align="center">表3-60-2 PCM値と予熱温度の標準</p>																																																																																													
鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																																																																																																																																																								
鋼材の板厚(mm)																																																																																																																																																																													
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																																																																																																								
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																																																																																																																																								
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																																																																																																								
鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																																																																																																																																																						
鋼材の板厚(mm)																																																																																																																																																																													
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																																																																																																								
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	0.22以下	0.20以下																																																																																																																																																																						
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																																																																																																								
					表追加																																																																																																																																																																								

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）																																																																																																										
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	改定理由																																																																																											
編章節条 (項目見出し)					編章節条 (項目見出し)					新条文																																																																																																					
										<p style="text-align: center;">表3-60-2 R_{w}値と予熱温度の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">P_{cm} (%)</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="3">予熱温度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>$t \leq 25$</th> <th>$25 < t \leq 40$</th> <th>$40 < t \leq 100$</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">0.21</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr> <tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr> <tr><td rowspan="2">0.22</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr> <tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr> <tr><td rowspan="2">0.23</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td></tr> <tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr> <tr><td rowspan="2">0.24</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td></tr> <tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr> <tr><td rowspan="2">0.25</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr> <tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td></tr> <tr><td rowspan="2">0.26</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>80</td></tr> <tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td></tr> <tr><td rowspan="2">0.27</td><td>SMAW</td><td>50</td><td>80</td><td>80</td></tr> <tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr> <tr><td rowspan="2">0.28</td><td>SMAW</td><td>50</td><td>80</td><td>100</td></tr> <tr><td>GMAW, SAW</td><td>50</td><td>50</td><td>80</td></tr> <tr><td rowspan="2">0.29</td><td>SMAW</td><td>80</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>GMAW, SAW</td><td>50</td><td>80</td><td>80</td></tr> </tbody> </table>					P_{cm} (%)	溶接方法	予熱温度 (°C)			板厚区分 (mm)			$t \leq 25$	$25 < t \leq 40$	$40 < t \leq 100$	0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.25	SMAW	予熱なし	50	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.26	SMAW	予熱なし	50	80	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.27	SMAW	50	80	80	GMAW, SAW	予熱なし	50	50	0.28	SMAW	50	80	100	GMAW, SAW	50	50	80	0.29	SMAW	80	100	100	GMAW, SAW	50	80	80					
P_{cm} (%)	溶接方法	予熱温度 (°C)																																																																																																													
		板厚区分 (mm)																																																																																																													
		$t \leq 25$	$25 < t \leq 40$	$40 < t \leq 100$																																																																																																											
0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																											
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																											
0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																											
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																											
0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																											
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																											
0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																											
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																											
0.25	SMAW	予熱なし	50	50																																																																																																											
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																											
0.26	SMAW	予熱なし	50	80																																																																																																											
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																											
0.27	SMAW	50	80	80																																																																																																											
	GMAW, SAW	予熱なし	50	50																																																																																																											
0.28	SMAW	50	80	100																																																																																																											
	GMAW, SAW	50	50	80																																																																																																											
0.29	SMAW	80	100	100																																																																																																											
	GMAW, SAW	50	80	80																																																																																																											
(9) 溶接施工上の注意					(9) 溶接施工上の注意																																																																																																										
<p>②受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。</p> <p>エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。</p> <p>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ二仕上げするものとする。</p>					<p>②受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。</p> <p>エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。</p> <p>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ仕上げするものとする。</p>					諸基準類の改定に伴う修正																																																																																																					
(11) 溶接の検査					(11) 溶接の検査																																																																																																										
<p>④受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、<u>疑わしい</u>場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。</p>					<p>④受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、<u>溶接線全線を対象として</u>肉眼で行うものとするが、<u>判定が困難な</u>場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。</p>					諸基準類の改定に伴う修正																																																																																																					
<p>⑤受注者は、<u>主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手</u>に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。</p>					<p>⑤受注者は、<u>断面に考慮する突合わせ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手</u>に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。</p>					諸基準類の改定に伴う修正																																																																																																					
<p>2) 受注者は、アンダーカットの深さを<u>0.5mm</u>以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p>					<p>2) 受注者は、アンダーカットの深さを<u>設計上許容される値</u>以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p>					諸基準類の改定に伴う修正																																																																																																					

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	3	15	7	2	2. 詰石	受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。	1	3	15	7	2	2. 詰石	受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。	
						なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、 <u>偏</u> 平にならないようにしなければならない。							なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、 <u>扁</u> 平にならないようにしなければならない。	表記統一のため修正
1	3	18	0	0	第18節	植栽維持工	1	3	18	0	0	第18節	植栽維持工	
1	3	18	2	0	3-18-2	材料	1	3	18	2	0	3-18-2	材料	
1	3	18	2	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	1	3	18	2	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	
						なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6月改正法律第69号）に基づくものでなければならない。							なお、薬剤については農薬取締法（平成30年6月改正法律第53号）に基づくものでなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	0	0	0	第5章	無筋・鉄筋コンクリート	1	5	0	0	0	第5章	無筋・鉄筋コンクリート	
1	5	1	0	0	第1節	適用	1	5	1	0	0	第1節	適用	
1	5	1	3	0	3. 適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成25年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	5	1	3	0	3. 適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	1	4	0	4. アルカリ骨材反応抑制対策	受注者は、コンクリートの使用する際、アルカリ骨材反応抑制対策については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。	1	5	1	4	0	4. アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、コンクリートの使用する際、アルカリシリカ反応抑制対策については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県令和元年7月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	1	5	1	5. 品質確保の調査	(1) 受注者は、微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」によるものとする。	1	5	1	5	1	5. 品質確保の調査	(1) 受注者は、微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県令和元年7月）「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	1	5	2		(2) 受注者は、非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」によるものとする。	1	5	1	5	2		(2) 受注者は、非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県令和元年7月）「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	
1	5	2	1	0	1. 適用規定	土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	1	5	2	1	0	1. 適用規定	土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
						土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）							土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
						(公社) 日本鉄筋継手協会鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成21年9月）							(公社) 日本鉄筋継手協会鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）	諸基準類の改定に伴う修正
													流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）	諸基準類の改定に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	新条文	改定理由
													機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
													橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月）	諸基準類の改定に伴う修正
													橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月）	諸基準類の改定に伴う修正
													道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月）	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	2	2	0	2. 許容塩化物量	受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。 なお、コンクリート中の塩化物総量規制については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県、平成29年8月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。	1	5	2	2	0	2. 許容塩化物量	受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。 なお、コンクリート中の塩化物総量規制については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県、令和元年7月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	2	3	0	3. 塩分の浸透防止	受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	1	5	2	3	0	3. 塩分の浸透防止	受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	1	5	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	
1	5	3	1	0	5-3-1	一般事項	1	5	3	1	0	5-3-1	一般事項	
1	5	3	1	2	2. 品質確保の調査	コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。 なお、コンクリート構造物の品質確保の調査における調査の報告については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第3章コンクリート構造物の品質確保の調査について」によるものとする。	1	5	3	1	2	2. 品質確保の調査	コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。 なお、コンクリート構造物の品質確保の調査における調査の報告については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県令和元年7月）「第3章コンクリート構造物の品質確保の調査について」によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
					3)	(5) 調査結果の評価にあたっては、生コンクリート取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）の「第3章2. ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にすること						3)	(5) 調査結果の評価にあたっては、生コンクリート取り扱いマニュアル（三重県令和元年7月）の「第3章2. ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にすること	諸基準類の改定に伴う修正
					4)	(2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」に基づき行うものとする。						4)	(2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県令和元年7月）「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」に基づき行うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
						5) (2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」に基づき行うものとする							5) (2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県令和元年7月）「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」に基づき行うものとする	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	3	2	0	5-3-2	工場の選定	1	5	3	2	0	5-3-2	工場の選定	
1	5	3	2	4	4. レディーミクストコンクリートの品質検査	(1) 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理 JISマーク表示認証工場にて生産する日当たり打設量が小規模（配合別50m ³ /日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（平成29年8月）「第6章日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。	1	5	3	2	4	4. レディーミクストコンクリートの品質検査	(1) 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理 JISマーク表示認証工場にて生産する日当たり打設量が小規模（配合別50m ³ /日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（令和元年7月）「第6章日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	3	2	5	5. コンクリートの配合	一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、設計図書に示す場合を除き表5-1とする。 (1) 受注者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材（JIS A 5011）を使用する場合には、高炉スラグ砕石コンクリート設計施工指針案（土木学会）によるものとし、高炉スラグ粗骨材の分類はBとしなければならない。 (2) 表5-1の配合表は、標準的な配合を定めたものである。受注者は、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。	1	5	3	2	5	5. コンクリートの配合	一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、設計図書に示す場合を除き表5-1とする。 (1) 受注者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材（JIS A 5011）を使用する場合には、高炉スラグ砕石コンクリート設計施工指針案（土木学会）によるものとし、高炉スラグ粗骨材の分類はBとしなければならない。 (2) 表5-1の配合表は、標準的な配合を定めたものである。受注者は、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
							1	5	3	2	5		5-1 現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。 受注者は設計図書のスランプ値を変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。 《対象工事》 営繕関係を除く工事を対象とする。 《対象構造物について》 一般的な鉄筋コンクリート構造物※を対象とし、無筋コンクリート構造物や特殊なコンクリートは対象外とする。 ※「一般的なコンクリート構造物」とは、表5-1に記載のあるコンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工、堤冠（砂防）等を除くものとする。 原則、従前のスランプが8cmのものを対象とする。	諸基準類の改定に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
1	5	5	4	2	2. 材料の計量	(3) 計量誤差は、1回計量分に対し、「表5-3計量の許容誤差」の値以下とする。 (4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表5-3 計量の許容誤差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。 (5) 受注者は、材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。	1	5	5	4	2	2. 材料の計量	(3) 計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表5-3計量の許容値の許容差」の値以下とする。 (4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表5-3 計量値の許容差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。 (5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
						表5-3 計量の許容誤差							表5-3 計量値の許容差	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	6	0	0	第6節	運搬・打設	1	5	6	0	0	第6節	運搬・打設	
1	5	6	4	0	5-6-4	打設	1	5	6	4	0	5-6-4	打設	
1	5	6	4	12	12. 打設計画書	受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。	1	5	6	4	12	12. 打設計画書	受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	6	4	16	16. 不要となったスペーサの除去	受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取り除かななければならない。								実態に合わせ削除
1	5	6	4	17	17. 壁又は柱の連続打設時の注意		1	5	6	4	16	16. 壁または柱の連続打設時の注意		軽微な修正（番号）
1	5	6	4	18	18. アーチ形式のコンクリート端部		1	5	6	4	17	17. アーチ形式のコンクリート端部		軽微な修正（番号）
1	5	6	4	19	19. アーチ形式のコンクリート打設		1	5	6	4	18	18. アーチ形式のコンクリート打設		軽微な修正（番号）
1	5	6	4	20	20. アーチ形式のコンクリート打継目		1	5	6	4	19	19. アーチ形式のコンクリート打継目		軽微な修正（番号）
1	5	6	5	0	5-6-5	締固め	1	5	6	5	0	5-6-5	締固め	
1	5	5	5	2	2. 締固め方法	受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	1	5	5	5	2	2. 締固め方法	受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	6	6	0	5-6-6	沈下ひびわれに対する処置	1	5	6	6	0	5-6-6	沈下ひびわれに対する処置	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）					改定理由				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項					
1	5	6	6	2	2. 沈下、ひびわれの防止	1	5	6	6	2	2. 沈下、ひびわれの防止	受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように <u>注意して</u> 行わなければならない。	受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように <u>適切な時期</u> に行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	6	7	0	5-6-7	1	5	6	7	0	5-6-7	打継目	打継目	
1	5	6	7	1	1. 一般事項	1	5	6	7	1	1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の <u>強度、耐久性、水密性及び外観を害しない</u> ように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の <u>性能を損なわない</u> ように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	6	7	2	2. 打継目を設ける位置	1	5	6	7	2	2. 打継目を設ける位置	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の <u>圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。</u>	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、 <u>PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</u>	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	6	7	3	3. 打継目を設ける場合の注意	1	5	6	7	3	3. 打継目を設ける場合の注意	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の <u>凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</u>	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	6	7	8	8. 伸縮継目	1	5	6	7	8	8. 伸縮目地	受注者は、伸縮 <u>継目</u> の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	受注者は、伸縮 <u>目地</u> の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	6	9	0	5-6-9	1	5	6	9	0	5-6-9	養生	養生	
1	5	6	9	1	1. 一般事項	1	5	6	9	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、 <u>その部位に応じた適切な方法により</u> 養生しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	6	9	2	2. 湿潤状態の保持	1	5	6	9	2	2. 湿潤状態の保持	受注者は、コンクリートの <u>表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-4を標準とする。</u>	受注者は、 <u>打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-4を標準とする。</u>	諸基準類の改定に伴う修正
						1	5	6	9	2			<u>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表5-4に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</u>	
1	5	7	0	0	第7節	1	5	7	0	0	第7節	鉄筋工	鉄筋工	
1	5	7	3	0	5-7-3	1	5	7	3	0	5-7-3	加工	加工	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）						改定理由		
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)		新条文	
1	5	7	3	3	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	5	7	3	3	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	7	4	0	5-7-4	組立て	1	5	7	4	0	5-7-4	組立て	
1	5	7	4	2	2. 配筋・組立	受注者は、 <u>契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</u>	1	5	7	4	2	2. 配筋・組立	受注者は、 <u>配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。</u>	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	7	4	2			1	5	7	4	2		<u>(1) 受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</u>	
1	5	7	4	2		なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 <u>受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm 以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</u>	1	5	7	4	2		なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。	
							1	5	7	4	2		<u>(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</u>	
							1	5	7	4	2		<u>(3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u>	
1	5	7	5	0	5-7-5	継手	1	5	7	5	0	5-7-5	継手	
1	5	7	5	2	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	1	5	7	5	2	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の <u>焼</u> なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	7	5	3	3. 継手位置の相互ずらし	受注者は、 <u>設計図書に明示した場合を除き</u> 、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	1	5	7	5	3	3. 継手位置	受注者は、 <u>原則</u> 、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。 <u>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</u>	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	7	5	5	5. 継ぎたし鉄筋の保護	受注者は、将来の <u>継ぎたし</u> のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等 <u>をうけないように</u> これを保護しなければならない。	1	5	7	5	5	5. 継 <u>足</u> し鉄筋の保護	受注者は、将来の <u>継足</u> のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等 <u>から</u> これを保護しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	5	7	6	0	5-7-6	ガス圧接	1	5	7	6	0	5-7-6	ガス圧接	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）					改定理由																																	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																		
1	5	7	6	4	4. 圧接面の清掃	1	5	7	6	4	4. 圧接面の清掃	受注者は、 <u>圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げる</u> とともに、さび、 <u>油</u> 、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	受注者は、 <u>圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削する</u> とともに、さび、 <u>油脂</u> 、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																													
1	5	7	6	5	5. 圧接面のすき間	1	5	7	6	5	5. 圧接面のすき <u>ま</u>	突合させた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は2mm以下とする。	突合させた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき <u>ま</u> は2mm以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正																													
1	5	7	6	6	6. 悪天候時の作業禁止	1	5	7	6	6	6. 悪天候時の作業禁止	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 <u>遮へいした場合は作業を行うことができる</u> 。	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 <u>防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる</u> 。	諸基準類の改定に伴う修正																													
1	5	10	0	0	第10節	1	5	10	0	0	第10節	寒中コンクリート	寒中コンクリート																														
1	5	10	3	0	5-10-3	1	5	10	3	0	5-10-3	養生	養生																														
1	5	10	3	3	3. 凍結の保護	1	5	10	3	3	3. 凍結 <u>からの</u> 保護	受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。	受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。	表記修正																													
1	5	10	3	5	5. 養生中のコンクリート温度	1	5	10	3	5	5. 養生中のコンクリート温度	表5-5 寒中コンクリートの養生期間	表5-5 寒中コンクリートの <u>温度制御</u> 養生期間	諸基準類の改定に伴う修正																													
					表5-5						表5-5																																
					<table border="1"> <caption>表5-5 寒中コンクリートの養生期間</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</u></td> <td>5℃ 9日</td> <td>5℃ 5日</td> <td>5℃ 12日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10℃ 7日</td> <td>10℃ 4日</td> <td>10℃ 9日</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</u></td> <td>5℃ 4日</td> <td>5℃ 3日</td> <td>5℃ 5日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10℃ 3日</td> <td>10℃ 2日</td> <td>10℃ 4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>					養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) <u>コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</u>	5℃ 9日	5℃ 5日	5℃ 12日		10℃ 7日	10℃ 4日	10℃ 9日	(2) <u>コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</u>	5℃ 4日	5℃ 3日	5℃ 5日		10℃ 3日	10℃ 2日	10℃ 4日											
養生温度	セメントの種類																																										
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																								
(1) <u>コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</u>	5℃ 9日	5℃ 5日	5℃ 12日																																								
	10℃ 7日	10℃ 4日	10℃ 9日																																								
(2) <u>コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</u>	5℃ 4日	5℃ 3日	5℃ 5日																																								
	10℃ 3日	10℃ 2日	10℃ 4日																																								
					<table border="1"> <caption>表5-5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>					養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日									
養生温度	セメントの種類																																										
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																								
(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	5℃	9日	5日	12日																																							
	10℃	7日	4日	9日																																							
(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5℃	4日	3日	5日																																							
	10℃	3日	2日	4日																																							
1	5	11	0	0	第11節	1	5	11	0	0	第11節	マスコンクリート	マスコンクリート																														
1	5	11	2	0	5-11-2	1	5	11	2	0	5-11-2	施工	施工																														
1	5	11	2	5	5. 型枠による対策	1	5	11	2	5	5. 型枠による対策	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、 <u>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した</u> 型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																													
1	5	13	0	0	第13節	1	5	13	0	0	第13節	水中不分離性コンクリート	水中不分離性コンクリート																														
1	5	13	3	0	5-13-3	1	5	13	3	0	5-13-3	コンクリートの製造	コンクリートの製造																														

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
1	5	13	3	3	3. 材料の計量	(2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表5-6 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。	1	5	13	3	3	3. 材料の計量	(2) 計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表5-6 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
						表5-6 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）							表5-6 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）	
1	5	13	4	0	5-13-4	運搬打設	1	5	13	4	0	5-13-4	運搬打設	
1	5	13	4	3	3. 打設	(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。	1	5	13	4	3	3. 打設	(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。 <u>やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u>	諸基準類の改定に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
2	0	0	0	0	第2編	河川・水路編	2	0	0	0	0	第2編	河川・水路編	
2	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管・水路工	2	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管・水路工	
2	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	2	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	
2	3	2	0	0		建設省河川砂防技術基準（案）（平成9年10月）	2	3	2	0	0		国土交通省河川砂防技術基準（案）	表記統一のため修正
						国土交通省機械工事共通仕様書(案)（平成25年3月）							国土交通省機械工事共通仕様書(案)（平成29年3月）	発行年月の修正
						国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）							国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	発行年月の修正
2	4	0	0	0	第4章	水門	2	4	0	0	0	第4章	水門	
2	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	2	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	
2	4	2	0	0		国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）	2	4	2	0	0		国土交通省機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	発行年月の修正
2	4	3	0	0	第3節	工場製作工	2	4	3	0	0	第3節	工場製作工	
2	4	3	6	0	4-3-6	鋼製排水管製作工	2	4	3	6	0	4-3-6	鋼製排水管製作工	
2	4	3	6	1	1.製作加工		2	4	3	6	1		鋼製排水管製作工の施工については、第1編3-13-10鋼製排水管製作工の規定による。	表記統一のため修正
2	4	3	6	1		(1) 受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。	2	4	3	6	1			同様表記のため削除
2	4	3	6	1		(2) 受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。	2	4	3	6	1			同様表記のため削除
2	4	3	6	1		(3) 受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。	2	4	3	6	1			同様表記のため削除
2	4	3	6	2	2.適用規定	ボルト・ナットの施工については、第1編3-13-3桁製作工の規定による。	2	4	3	6	2			同様表記のため削除
2	4	14	0	0	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	2	4	14	0	0	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	
2	4	14	1	0	4-14-1	一般事項	2	4	14	1	0	4-14-1	一般事項	
2	4	14	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	2	4	14	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- 1~4 （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正
2	5	0	0	0	第5章	堰	2	5	0	0	0	第5章	堰	
2	5	1	0	0	第1節	適用	2	5	1	0	0	第1節	適用	
2	5	1	6	0	6. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書（案）の規定による。	2	5	1	6	0	6. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「 機械工事共通仕様書（案） 」 1 （ 国土交通省、平成29年3月 ）の規定による。	表記統一のため修正
2	5	6	0	0	第6節	可動堰本体工	2	5	6	0	0	第6節	可動堰本体工	
2	5	6	1	0	5-6-1	一般事項	2	5	6	1	0	5-6-1	一般事項	
2	5	6	1	2	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、 国土交通省ダム・堰施設技術基準（案） （平成28年3月） 第7章施工 の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	5	6	1	2	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「 ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案） （基準解説編・設備計画マニュアル編）」 1 （ ダム・堰施設技術協会、平成28年10月 ）及び、「 ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工 」（ 国土交通省、平成28年3月 ）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正
2	5	7	0	0	第7節	固定堰本体工	2	5	7	0	0	第7節	固定堰本体工	
2	5	7	1	0	5-7-1	一般事項	2	5	7	1	0	5-7-1	一般事項	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）						改定理由		
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	編章節条 編章節条 (項目見出し)		新条文	
2	5	7	1	2	2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、 <u>国土交通省</u> ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月） <u>第7章施工</u> の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	5	7	1	2	2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、 <u>「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」</u> （ <u>ダム・堰施設技術協会</u> 、平成28年10月）及び、 <u>「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」</u> （ <u>国土交通省</u> 、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正
2	5	8	0	0	第8節	魚道工	2	5	8	0	0	第8節	魚道工	
2	5	8	1	0	5-8-1	一般事項	2	5	8	1	0	5-8-1	一般事項	
2	5	8	1	2	2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、 <u>国土交通省</u> ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月） <u>第7章 施工</u> の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	5	8	1	2	2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、 <u>「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」</u> （ <u>ダム・堰施設技術協会</u> 、平成28年10月）及び、 <u>「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」</u> （ <u>国土交通省</u> 、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正
2	5	10	0	0	第10節	鋼管理橋上部工	2	5	10	0	0	第10節	鋼管理橋上部工	
2	5	10	10	0	5-10-10	支承工	2	5	10	10	0	5-10-10	支承工	
						受注者は、支承工の施工については、道路橋支便覧（ <u>日本道路協会</u> ）第5章支承部の施工による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。							受注者は、支承工の施工については、 <u>「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」</u> （ <u>日本道路協会</u> 、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正
2	5	15	0	0	第15節	コンクリート管理橋上部工	2	5	15	0	0	第15節	コンクリート管理橋上部工 <u>（PC橋）</u>	
2	5	15	1	0	5-15-1	一般事項	2	5	15	1	0	5-15-1	一般事項	
2	5	15	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合するものを使用しなければならない。	2	5	15	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートルねじ）に適合する <u>転造ねじ</u> を使用しなければならない。	JISの表記修正、誤記修正
2	5	16	0	0	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	2	5	16	0	0	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	
2	5	16	1	0	5-16-1	一般事項	2	5	16	1	0	5-16-1	一般事項	
2	5	16	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	2	5	16	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正
2	5	17	0	0	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	2	5	17	0	0	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	
2	5	17	1	0	5-17-1	一般事項	2	5	17	1	0	5-17-1	一般事項	
2	5	17	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	2	5	17	1	5	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205- <u>1~4</u> （一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
3	0	0	0	0	第3編	海岸編	3	0	0	0	0	第3編	海岸編	
3	1	0	0	0	第1章	堤防・護岸	3	1	0	0	0	第1章	堤防・護岸	
3	1	2	0	0	第2節	摘要すべき諸基準	3	1	2	0	0	第2節	摘要すべき諸基準	
3	1	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成26年12月)	3	1	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月)	発行年月の修正
3	1	5	0	0	第5節	護岸基礎工	3	1	5	0	0	第5節	護岸基礎工	
3	1	5	1		1-5-1	一般事項	3	1	5	1	0	1-5-1	一般事項	
3	1	5	1	6	6. 裏込め材の注入	受注者は護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。	3	1	5	0	6	6. 裏込め材の施工	受注者は護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材の締固めは締固め機械を用いて施工しなければならない。	表記統一のため修正
3	3	0	0	0	第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3	3	0	0	0	第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	
3	3	2	0	0	第2節	摘要すべき諸基準	3	3	2	0	0	第2節	摘要すべき諸基準	
3	1	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成26年12月)	3	1	2	0	0		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月)	発行年月の修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
4	0	0	0	0	第4編	砂防・地滑り防止編	4	0	0	0	0	第4編	砂防・地滑り防止編	
4	1	0	0	0	第1章	砂防堰堤	4	1	0	0	0	第1章	砂防堰堤	
4	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	4	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	
4	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	4	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	発行年月の修正
4	3	0	0	0	第3章	斜面对策	4	3	0	0	0	第3章	斜面对策	
4	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	4	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	
4	3	2	0	0		斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領（平成20年5月）	4	3	2	0	0		斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）	発行年月の修正
4	3	5	0	0	第5節	擁壁工	4	3	5	0	0	第5節	擁壁工	
4	3	5	8	0	3-5-8	落石防護工	4	3	5	8	0	3-5-8	落石防護工	
4	3	5	8	2	2. ケーブル金網式 の設置	受注者は、 ケーブル金網式 の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	4	3	5	8	2	2. ワイヤロープ及び金網 の設置	受注者は、 ワイヤロープ及び金網 の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
4	3	7	0	0	第7節	地下水排除工	4	3	7	0	0	第7節	地下水排除工	
4	3	7	4	0	3-7-4	集排水ボーリング工	4	3	7	4	0	3-7-4	集排水ボーリング工	
4	3	7	4	4	4. せん孔完了後の標識版	受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。	4	3	7	4	4	4. せん孔完了後の標示板	受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。	用語修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
5	0	0	0	0	第5編	ダム編	5	0	0	0	0	第5編	ダム編	
5	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム	5	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム	
5	1	4	0	0	第4節	ダムコンクリート工	5	1	4	0	0	第4節	ダムコンクリート工	
5	1	4	6	0	1-4-6	練りませ	5	1	4	6	0	1-4-6	練りませ	
5	1	4	6	5	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告する。	5	1	4	6	5	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しな なければなら ない。	用語修正
5	1	4	9	0	1-4-9	コンクリートの打込み	5	1	4	9	0	1-4-9	コンクリートの打込み	
5	1	4	9	4	4.1リフトの高さ	1リフトの高さは、設計図書に よら なければならない。	5	1	4	9	4	4.1リフトの高さ	1リフトの高さは、設計図書に よる 。	用語修正
5	1	4	11	0	1-4-11	継目	5	1	4	11	0	1-4-11	継目	
5	1	4	11	4	4.レイタンス、浮き石の除去	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に除去し、コンクリート表面を粗にした後、十分に 給水 させなければならない。	5	1	4	11	4	4.レイタンス、浮き石の除去	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に除去し、コンクリート表面を粗にした後、十分に 吸水 させなければならない。	誤記修正
5	1	7	0	0	第7節	埋設物設置工	5	1	7	0	0	第7節	埋設物設置工	
5	1	7	3	0	1-7-3	継目グラウチング設備設置	5	1	7	3	0	1-7-3	継目グラウチング設備設置	
5	1	7	3	2	2.パイプづまり対策	受注者は、サプライ、リターン等に 標識版 を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。	5	1	7	3	2	2.パイプづまり対策	受注者は、サプライ、リターン等に 標示板 を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。	用語修正
5	2	0	0	0	第2章	フィルダム	5	2	0	0	0	第2章	フィルダム	
5	2	4	0	0	第4節	盛立工	5	2	4	0	0	第4節	盛立工	
5	2	4	6	0	2-4-6	フィルターの盛立	5	2	4	6	0	2-4-6	フィルターの盛立	
5	2	4	6	5	5.締固め機械の走行	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させるものとする。	5	2	4	6	5	5.締固め機械の走行	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させる ことができる ものとする。	用語修正
5	2	4	7	0	2-4-7	ロックの盛立	5	2	4	7	0	2-4-7	ロックの盛立	
5	2	4	7	5	5.締固め機械の走行	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させるものとする。	5	2	4	6	5	5.締固め機械の走行	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させる ことができる ものとする。	用語修正
5	3	0	0	0	第3章	基礎グラウチング	5	3	0	0	0	第3章	基礎グラウチング	
5	3	3	0	0	第3節	ボーリング工	5	3	3	0	0	第3節	ボーリング工	
5	3	3	4	0	3-3-4	コア採取及び保管	5	3	3	4	0	3-3-4	コア採取及び保管	
5	3	3	4	2	2.採取コアの提出	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督員が指示する場所に 納入 しなければならない。	5	3	3	4	2	2.採取コアの提出	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督員が指示する場所に 納品 しなければならない。	用語修正
5	3	4	0	0	第4節	グラウチング工	5	3	4	0	0	第4節	グラウチング工	
5	3	4	7	0	3-4-7	注入	5	3	4	7	0	3-4-7	注入	
5	3	4	7	7	7.異常時の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を 一次 中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	5	3	4	7	7	7.異常時の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を 一時 中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
6	0	0	0	0	第6編	道路編	6	0	0	0	0	第6編	道路編	
6	1	0	0	0	第1章	道路改良	6	1	0	0	0	第1章	道路改良	
6	1	11	0	0	第11節	落石雪害防止工	6	1	11	0	0	第11節	落石雪害防止工	
6	1	11	5	0	1-11-5	落石防護柵工	6	1	11	5	0	1-11-5	落石防護柵工	
6	1	11	5	2	2. ケーブル金網式の設置	受注者は、 <u>ケーブル金網式</u> の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	6	1	11	5	2	2. <u>ワイヤロープ及び金網</u> の設置	受注者は、 <u>ワイヤロープ及び金網</u> の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	2	0	0	0	第2章	舗装	6	2	0	0	0	第2章	舗装	
6	2	4	0	0	第4節	舗装工	6	2	4	0	0	第4節	舗装工	
6	2	4	10	0	2-4-10	コンクリート舗装工	6	2	4	10	0	2-4-10	コンクリート舗装工	
6	2	4	10	4	4. 初期養生	初期養生 <u>において</u> 、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	6	2	4	10	4	4. 初期養生	初期養生 <u>は</u> 、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に <u>養生</u> を行うこと。	表記統一のため修正
6	2	8	0	0	第8節	防護柵工	6	2	8	0	0	第8節	防護柵工	
6	2	8	1	0	2-8-1	一般事項	6	2	8	1	0	2-8-1	一般事項	
6	2	8	1	3	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工 <u>の規定</u> 」（日本道路協会、平成28年12月改訂）、「道路土工要綱第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第1編3-3-8路側防護柵工、3-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	2	8	1	3	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工」（日本道路協会、平成28年12月） <u>の規定</u> 、「道路土工要綱第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第1編3-3-8路側防護柵工、3-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記修正
6	2	9	0	0	第9節	標識工	6	2	9	0	0	第9節	標識工	
6	2	9	2	0	2-9-2	材料	6	2	9	2	0	2-9-2	材料	
6	2	9	2	5	5. リブの取付	受注者は、 <u>標識</u> 板には設計図書に示す位置にリブを <u>標識</u> 板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	6	2	9	2	5	5. リブの取付	受注者は、 <u>標示</u> 板には設計図書に示す位置にリブを <u>標示</u> 板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	用語修正
6	2	9	2	6	6. 下地処理	受注者は、 <u>標識</u> 板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	6	2	9	2	6	6. 下地処理	受注者は、 <u>標示</u> 板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	用語修正
6	2	9	2	7	7. 文字・記号等	受注者は、 <u>標識</u> 板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	2	9	2	7	7. 文字・記号等	受注者は、 <u>標示</u> 板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（ <u>日本道路協会、昭和62年1月</u> ）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	用語修正 表記統一のための修正
6	2	10	0	0	第10節	区画線工	6	2	10	0	0	第10節	区画線工	
6	2	10	1	0	2-10-1	一般事項	6	2	10	1	0	2-10-1	一般事項	
6	2	10	1	3	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、「 <u>道路土工要綱第5章施工計画</u> 」（ <u>日本道路協会、平成21年6月</u> ）の規定、及び第1編3-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	2	10	1	3	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「 <u>道路標識・区画線及び道路表示に関する命令</u> 」、及び第1編3-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正
6	3	0	0	0	第3章	橋梁下部	6	3	0	0	0	第3章	橋梁下部	
6	3	6	0	0	第6節	橋台工	6	3	6	0	0	第6節	橋台工	
6	3	6	8	0	3-6-8	躯体工	6	3	6	8	0	3-6-8	躯体工	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）					改定理由										
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		編	章	節	条	項	編	章	節	条	項
6	3	6	8	3	3.防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完成する場合には、防錆のため、鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6	3	6	8	3	3.防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完成する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。	施工実態に基づき改定						
										6	3	6	8	3						
6	3	6	8	6	6.モルタル仕上げ	受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げをしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合や、これ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	6	3	6	8	6	6.モルタル仕上げ	受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げをしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合や、これ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	施工実態に基づき改定						
6	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部	6	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部							
6	4	8	0	0	第8節	橋梁付属物工	6	4	8	0	0	第8節	橋梁付属物工							
6	4	8	6	0	4-8-6	橋梁用防護柵工	6	4	8	6	0	4-8-6	橋梁用防護柵工							
6	4	8	6	0		受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	6	4	8	6	0	(1)	受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。							
							6	4	8	6	0	(2)	鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなくてはならない。	諸基準類の改定に伴う修正						
							6	4	8	6	0		① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所							
							6	4	8	6	0		② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所							
							6	4	8	6	0		③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合							
6	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部	6	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部							
6	5	5	0	0	第5節	PC橋工	6	5	5	0	0	第5節	PC橋工							
6	5	5	1	0	5-5-1	一般事項	6	5	5	1	0	5-5-1	一般事項							
6	5	5	1	5	5. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	5	1	5	5. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正						
6	5	6	0	0	第6節	プレベーム桁橋工	6	5	6	0	0	第6節	プレベーム桁橋工							
6	5	6	1	0	5-6-1	一般事項	6	5	6	1	0	5-6-1	一般事項							
6	5	6	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	6	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正						
6	5	7	0	0	第7節	PCホロースラブ橋工	6	5	7	0	0	第7節	PCホロースラブ橋工							
6	5	7	1	0	5-7-1	一般事項	6	5	7	1	0	5-7-1	一般事項							
6	5	7	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	7	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正						
6	5	8	0	0	第8節	RCホロースラブ橋工	6	5	8	0	0	第8節	RCホロースラブ橋工							
6	5	8	1	0	5-8-1	一般事項	6	5	8	1	0	5-8-1	一般事項							
6	5	8	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	8	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正						

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
6	5	9	0	0	第9節	PC版桁橋工	6	5	9	0	0	第9節	PC版桁橋工	
6	5	9	1	0	5-9-1	一般事項	6	5	9	1	0	5-9-1	一般事項	
6	5	9	1	5	5. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	9	1	5	5. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正
6	5	10	0	0	第10節	PC箱桁橋工	6	5	10	0	0	第10節	PC箱桁橋工	
6	5	10	1	0	5-10-1	一般事項	6	5	10	1	0	5-10-1	一般事項	
6	5	10	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	10	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正
6	5	11	0	0	第11節	PC片持箱桁橋工	6	5	11	0	0	第11節	PC片持箱桁橋工	
6	5	11	1	0	5-11-1	一般事項	6	5	11	1	0	5-11-1	一般事項	
6	5	11	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	11	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正
6	5	12	0	0	第12節	PC押出し箱桁橋工	6	5	12	0	0	第12節	PC押出し箱桁橋工	
6	5	12	1	0	5-12-1	一般事項	6	5	12	1	0	5-12-1	一般事項	
6	5	12	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	12	1	7	7. PC鋼材両端のねじ使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正
6	6	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）	6	6	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）	
6	6	1	0	0	第1節	適用	6	6	1	0	0	第1節	適用	
6	6	1	9	0	9. 坑内観測調査	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。	6	6	1	9	0	9. 坑内観測調査	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。	
						なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。							なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。	
						なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。							受注者は、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	重複表記を修正
6	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	
6	6	2	0	0		厚生労働省「道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成23年3月）」	6	6	2	0	1		厚生労働省「道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成29年6月）」	発行年月の修正
							6	6	2	0	2		厚生労働省「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）」	諸基準類の新規策定による追加
6	6	3	0	0	第3節	トンネル掘削工	6	6	3	0	0	第3節	トンネル掘削工	
6	6	3	2	0	6-3-2	掘削工	6	6	3	2	0	6-3-2	掘削工	
							6	6	3	2	10	10. 切羽監視責任者の配置	切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議し配置不要とすることができる。	切羽監視責任者の配置の明示を行う
6	6	8	0	0	第8節	杭門工	6	6	8	0	0	第8節	杭門工	
6	6	8	6	0	6-8-6	銘板工	6	6	8	6	0	6-8-6	銘板工	
6	6	8	6	3	3. 標示板	図6-2	6	6	8	6	3	3. 標示板	図6-2 <u>標示板の設置イメージ図</u>	イメージ図であることを明記
6	6	9	0	0	第9節	掘削補助工	6	6	9	0	0	第9節	掘削補助工	
6	6	9	4	0	6-9-4	掘削補助工B	6	6	9	4	0	6-9-4	掘削補助工B	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
6	6	9	4	1	1. 掘削補助工Bの施工	受注者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	6	6	9	4	1	1. 掘削補助工Bの施工	受注者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	
						なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与えるおそれがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画に記載しなければならない。							なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与えるおそれがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画に記載しなければならない。	誤記修正
6	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド	6	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド	
6	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	
6	7	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（設計編） （平成25年3月）	6	7	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（設計編） （平成30年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
6	7	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（施工編） （平成25年3月）	6	7	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書（施工編） （平成30年3月）	諸基準類の改定に伴う修正
6	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド	6	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド	
6	8	5	0	0	第5節	鋼製シェッド下部工	6	8	5	0	0	第5節	鋼製シェッド下部工	
6	8	5	6	0	8-5-6	受台工	6	8	5	6	0	8-5-6	受台工	
6	8	5	6	5	5. 支承部の箱抜き施工	受注者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧第5章 支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6	8	5	6	5	5. 支承部の箱抜き施工	受注者は、支承部の箱抜き施工については、 「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」 （ 日本道路協会、平成16年4月 ）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正
6	12	0	0	0	第12章	電線共同溝	6	12	0	0	0	第12章	電線共同溝	
6	12	5	0	0	第5節	電線共同溝工	6	12	5	0	0	第5節	電線共同溝工	
6	12	5	4	0	12-5-4	現場打ボックス工（特殊部）	6	12	5	4	0	12-5-4	現場打ボックス工（特殊部）	
						現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第6編11-6-2現場打躯体工の1項及び2項の規定による。							現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第6編11-6-2現場打躯体工の規定による。	参照箇所の修正
6	14	0	0	0	第14章	道路維持	6	14	0	0	0	第14章	道路維持	
6	14	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	14	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由
6	14	2	1	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月） 日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月） 日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月） 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（平成27年6月） 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	6	14	2	1	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月） 日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月） 日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月） 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（平成27年6月） 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月） <u>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）（平成28年11月）</u> 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	諸基準類の改訂に伴う追加
6	14	3	0	0	第3節	巡視・巡回工	6	14	3	0	0	第3節	巡視・巡回工	
6	14	3	2	0	14-3-2	道路巡回工	6	14	3	2	0	14-3-2	道路巡回工	
6	14	3	2	3	3. 交通異常の場合の処置	受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる 恐 おそれがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	6	14	3	2	3	3. 交通異常の場合の処置	受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずるおそれがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	誤記修正
6	14	7	0	0	第7節	標識工	6	14	7	0	0	第7節	標識工	
6	14	7	2	0	14-7-2	材料	6	14	7	2	0	14-7-2	材料	
6	14	7	2	4	4. 標識板	受注者は、 標識 板には設計図書に示す位置にリブを 標識 板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	6	14	7	2	4	4. 標 示 板	受注者は、 標示 板には設計図書に示す位置にリブを 標示 板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	用語修正
6	14	7	2	5	5. 標識板の下地処理	受注者は、 標識 板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	6	14	7	2	5	5. 標 示 板の下地処理	受注者は、 標示 板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	用語修正
6	14	7	2	6	6. 標識板の文字・記号等	受注者は、 標識 板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	14	7	2	6	6. 標 示 板の文字・記号等	受注者は、 標示 板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（ <u>日本道路協会、昭和62年1月</u> ）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	用語修正・表記統一のため修正
6	14	14	0	0	第14節	橋梁床版工	6	14	14	0	0	第14節	橋梁床版工	
6	14	14	4	0	14-14-4	床版補強工（増桁架設工法）	6	14	14	4	0	14-14-4	床版補強工（増桁架設工法）	

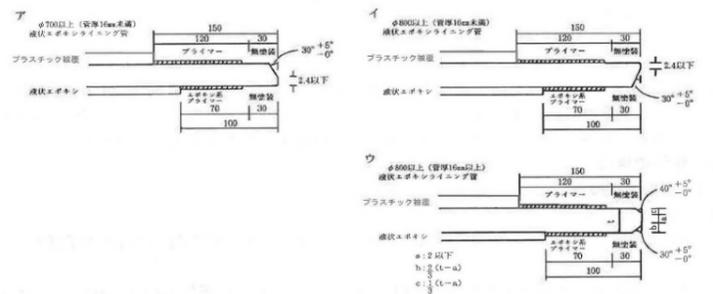
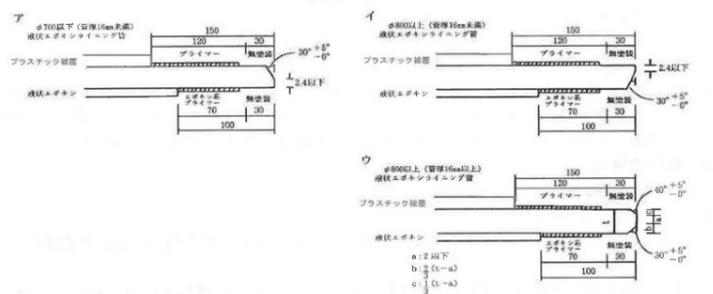
三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）																		
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	新条文	改定理由										
編章節条 (項目見出し)					現行条文					編章節条 (項目見出し)					新条文					改定理由				
6	14	14	4	9	9. 注入パイプの撤去	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダ二等で表面仕上げをしなければならない。	6	14	14	4	9	9. 注入パイプの撤去	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダ等で表面仕上げをしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正										
6	14	19	0	0	第19節	道路付属物復旧工	6	14	19	0	0	第19節	道路付属物復旧工											
6	14	19	3	0	14-19-3	付属物復旧工	6	14	19	3	0	14-19-3	付属物復旧工											
6	14	19	3	5	5. 標識板復旧の施工	受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	6	14	19	3	5	5. 標識板復旧の施工	受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	用語修正										
6	15	0	0	0	第15章	雪寒	6	15	0	0	0	第15章	雪寒											
6	15	3	0	0	第3節	除雪工	6	15	3	0	0	第3節	除雪工											
6	15	3	8	0	15-3-8	雪道巡回工	6	15	3	8	0	15-3-8	雪道巡回工											
6	15	3	8	3	3. 異常時の処置	受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずるおそれがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	6	15	3	8	3	3. 異常時の処置	受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずるおそれがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	誤記修正										
6	16	0	0	0	第16章	道路維持	6	16	0	0	0	第16章	道路維持											
6	16	18	0	0	第18節	落石雪害防止工	6	16	18	0	0	第18節	落石雪害防護工											
6	16	22	0	0	第22節	橋梁付属物工	6	16	22	0	0	第22節	橋梁付属物工											
6	16	22	4	0	16-22-4	落橋防止装置工	6	16	22	4	0	16-22-4	落橋防止装置工											
6	16	22	4	1	1. 配筋状況の確認	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。	6	16	22	4	1	1. 配筋状況の確認	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施し報告しなければならない。	提出の明確化のため修正										

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）																																																										
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	編章節条項	新条文	改定理由																																																		
11	0	0	0	0	第11編	11	0	0	0	0	第11編	11	0	0	水道・工業用水道編																																																	
11	2	0	0	0	第2章	11	2	0	0	0	第2章	11	2	0	構造物																																																	
11	2	2	0	0	第2節	11	2	2	0	0	第2節	11	2	2	目地板・止水板																																																	
11	2	2	2	0	2-2-2	11	2	2	2	0	2-2-2	11	2	2	止水板																																																	
11	2	2	2	1		11	2	2	2	1		11	2	2	1	1. 水密性を要する沈澱池、ろ過池、浄水池等に使用する止水板は、第1編 2-15-2 に規定するゴム製止水板を使用するものとする。	字句の修正																																															
11	4	0	0	0	第4章	11	4	0	0	0	第4章	11	4	0	管材料及び接合																																																	
11	4	4	0	0	第4節	11	4	4	0	0	第4節	11	4	4	鑄鉄管の外表面防食																																																	
11	4	4	1	0	4-4-1	11	4	4	1	0	4-4-1	11	4	4	1	外表面防食の材料																																																
11	4	4	1	2	ポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンド、締め具及び粘着テープ	（1）ポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンド（以下「ゴムバンド」という）は、良質のエチレンプロピレン・ジエン類の共重合体（EPR）を主原料とし、配合剤を加えたもので、押出成型により、使用目的に適合するように加硫製造したもので、表4-4の物理試験の規定に適合するものとする。	11	4	4	1	2	ポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンド、締め具及び粘着テープ	（1）ポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンド（以下「ゴムバンド」という）は、良質のエチレン・プロピレン・ジエン類からなる三元重合体（EPDM）を主原料とし、配合剤を加えたものを押出成型し、使用目的に適合するように加硫製造したもので、表4-4の物理試験の規定に適合するものとする。	JWWA規格の改定による																																																		
					表4-4	<table border="1"> <caption>表4-4</caption> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>規格値</th> <th>適用試験規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬さ</td> <td>H_A</td> <td>65 ± 5</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>MPa</td> <td>8.8 以上</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>%</td> <td>300 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">硬化試験</td> <td>硬さの変化</td> <td>H_A</td> <td>+4 -0 以内</td> </tr> <tr> <td>引張強さの変化率</td> <td>%</td> <td>-10 以内</td> </tr> <tr> <td>伸びの変化率</td> <td>%</td> <td>+5 -20 以内</td> </tr> <tr> <td>オゾン劣化</td> <td></td> <td>異常のないこと</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	規格値	適用試験規格	硬さ	H _A	65 ± 5	引張強さ	MPa	8.8 以上	伸び	%	300 以上	硬化試験	硬さの変化	H _A	+4 -0 以内	引張強さの変化率	%	-10 以内	伸びの変化率	%	+5 -20 以内	オゾン劣化		異常のないこと					表4-4	<table border="1"> <caption>表4-4</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質規定</th> <th>適用試験規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬さ試験</td> <td>デュロメータ硬さ H_A</td> <td>65 ± 5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">引張試験</td> <td>引張強さ</td> <td>MPa</td> <td>8.8 以上</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>%</td> <td>300 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保潔性試験</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>-10 以内</td> </tr> <tr> <td>伸び変化率</td> <td>%</td> <td>+5 -20 以内</td> </tr> <tr> <td>デュロメータ硬さの変化</td> <td>H_A</td> <td>+4 -0 以内</td> </tr> <tr> <td>静的オゾン劣化試験</td> <td>目視で亀裂できる亀裂等の異常は認められない</td> <td>JIS K 6259-1 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方) JWWA K 156 (水道施設用ゴム材料)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	品質規定	適用試験規格	硬さ試験	デュロメータ硬さ H _A	65 ± 5	引張試験	引張強さ	MPa	8.8 以上	伸び	%	300 以上	保潔性試験	引張強さ変化率	%	-10 以内	伸び変化率	%	+5 -20 以内	デュロメータ硬さの変化	H _A	+4 -0 以内	静的オゾン劣化試験	目視で亀裂できる亀裂等の異常は認められない	JIS K 6259-1 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方) JWWA K 156 (水道施設用ゴム材料)	
試験項目	規格値	適用試験規格																																																														
硬さ	H _A	65 ± 5																																																														
引張強さ	MPa	8.8 以上																																																														
伸び	%	300 以上																																																														
硬化試験	硬さの変化	H _A	+4 -0 以内																																																													
	引張強さの変化率	%	-10 以内																																																													
	伸びの変化率	%	+5 -20 以内																																																													
オゾン劣化		異常のないこと																																																														
項目	品質規定	適用試験規格																																																														
硬さ試験	デュロメータ硬さ H _A	65 ± 5																																																														
引張試験	引張強さ	MPa	8.8 以上																																																													
	伸び	%	300 以上																																																													
保潔性試験	引張強さ変化率	%	-10 以内																																																													
	伸び変化率	%	+5 -20 以内																																																													
	デュロメータ硬さの変化	H _A	+4 -0 以内																																																													
静的オゾン劣化試験	目視で亀裂できる亀裂等の異常は認められない	JIS K 6259-1 (加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方) JWWA K 156 (水道施設用ゴム材料)																																																														
11	4	4	1	2	ポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンド、締め具及び粘着テープ	（4）ゴムバンドの締め具は、良質のアクリルニトリル・ブタジエン・スチレンの共重合体（ABS）を主原料とし、型により成形したもので、表4-6の物理試験の規定に適合するものとする。	11	4	4	1	2	ポリエチレンスリーブ固定用ゴムバンド、締め具及び粘着テープ	（4）ゴムバンドの締め具は、良質のアクリルニトリル・ブタジエン・スチレンからなる三元重合体（ABS）を主原料とし、型により成形したもので、表4-6の物理試験の規定に適合するものとする。	JWWA規格の改定による																																																		
11	4	5	0	0	第5節	11	4	5	0	0	第5節	11	4	5	0	鋼管																																																
11	4	5	1	0	4-5-1	11	4	5	1	0	4-5-1	11	4	5	1	直管及び異形管																																																

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成30年版)					改正案 (令和元年版)					改定理由				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項					
11	4	5	1	4	塗覆装	<p>(1) 内面塗装は次の仕様とし、種別は設計図書によるものとする。 ア 液状エポキシ樹脂塗装は、JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装)、JWWA K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法) 及びJWWA K 157 (水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法) の規格によるものとする。 (2) 外面塗装は次の仕様とし、種別は設計図書によるものとする。 ア プラスチック被覆は、JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管—第3部：外面プラスチック被覆) の規格によるものとする。 イ 鉛丹さび止め塗装は、<u>JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)</u> の規格によるものとし、厚さは0.075mmとする。(3) 管端の塗装の形状寸法は、図4-1のとおりとする。</p>	11	4	5	1	4	塗覆装	<p>(1) 内面塗装は次の仕様とし、種別は設計図書によるものとする。 ア 液状エポキシ樹脂塗装は、JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装)、JWWA K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法) 及びJWWA K 157 (水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法) の規格によるものとする。 (2) 外面塗装は次の仕様とし、種別は設計図書によるものとする。 ア プラスチック被覆は、JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管—第3部：外面プラスチック被覆) の規格によるものとする。 イ <u>_____</u>さび止め塗装は、<u>JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)</u> の規格によるものとし、厚さは0.075mmとする。 (3) 管端の塗装の形状寸法は、図4-1のとおりとする。</p>	JIS規格の改定による
					図4-1					図4-1		誤記の修正 『アΦ700以上』 ↓ 『アΦ700以下』		
11	4	5	2	0	4-5-2	急速埋設継手鋼管	11	4	5	2	0	4-5-2	急速埋設継手鋼管	
11	4	5	2	1		1. 現場が狭小な場所を使用する鋼管は、 <u>JJWA 7 (急速埋設継手鋼管) の規格によるもの</u> とし、継手部の形状については設計図書によるものとする。	11	4	5	2	1		1. 現場が狭小な場所を使用する鋼管は、 <u>WSP 070 (急速埋設継手工法) のQ2形</u> とし、継手部の形状については設計図書によるものとする。	適用する規格の見直し
11	4	6	0	0	第6節	鋼管の接合	11	4	6	0	0	第6節	鋼管の接合	
11	4	6	2	0	4-6-2	現場自動溶接接合	11	4	6	2	0	4-6-2	現場自動溶接接合	
11	4	6	2	3	溶接ワイヤ・使用ガス	(1) 溶接鋼ワイヤはJIS Z 3312 (<u>軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ</u>) 又は、JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) の規格品とする。ただし、これによらない場合は監督員の承諾を得なければならない。	11	4	6	2	3	溶接ワイヤ・使用ガス	(1) 溶接鋼ワイヤはJIS Z 3312 (<u>軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用マグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ</u>) 又は、JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) の規格品とする。ただし、これによらない場合は監督員の承諾を得なければならない。	JIS規格の改定による
11	4	6	2	5	溶接	(6) 溶接棒は、JIS Z 3211 (<u>軟鋼用被覆アーク溶接棒</u>) の規格品を使用するものとする。	11	4	6	2	5	溶接	(6) 溶接棒は、JIS Z 3211 (<u>軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒</u>) の規格品を使用するものとする。	JIS規格の改定による
11	7	0	0	0	第7章	塗装 (塗替え)	11	7	0	0	0	第7章	塗装 (塗替え)	
11	7	2	0	0	第2節	塗装	11	7	2	0	0	第2節	塗装	
11	7	2	2	0	7-2-2	塗装仕様	11	7	2	2	0	7-2-2	塗装仕様	
11	7	2	2	1		使用する塗料及び仕様については、浄水場等の鋼構造物 (水中部) はJWWA K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法) 及びJWWA K 157 (<u>水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法</u>)、水管橋はWSP 009 (水管橋外面防食基準) の規定によるものとする。	11	7	2	2	1		使用する塗料及び仕様については、浄水場等の鋼構造物 (水中部) はJWWA K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法) 及びJWWA K 157 (<u>水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法</u>)、水管橋はWSP 009 (水管橋外面防食基準) の規定によるものとする。	余分なスペースの削除

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）								
編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
12	0	0	0	0	第12編	農業農村整備編	12	0	0	0	0	第12編	農業農村整備編	
12	5	0	0	0	第5章	管水路工事	12	5	0	0	0	第5章	管水路工事	
12	5	2	0	0	第2節	一般事項	12	5	2	0	0	第2節	一般事項	
12	5	2	1	0	5-2-1 適用すべき諸基準	(1)～(6) [略] (7) WSP 012 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート) (8)～(14) [略] (15) JDPa W 04 (T形ダクタイトイル管接合要領書) (16) JDPa W 05 (K形ダクタイトイル管接合要領書) (17) JDPa W 06 (U形、 <u>U-D</u> ダクタイトイル管接合要領書) (18) JDPa W 07 (フランジ形ダクタイトイル管接合要領書) (19)～(25) [略]	12	5	2	1	0	5-2-1 適用すべき諸基準	(1)～(6) [略] (7) WSP 012 (<u>長寿命形水道用</u> ジョイントコート) (8)～(14) [略] (15) JDPa W 04 (T形ダクタイトイル <u>鉄管</u> 接合要領書) (16) JDPa W 05 (K形ダクタイトイル <u>鉄管</u> 接合要領書) (17) JDPa W 06 (U形、 <u>U-D形</u> ダクタイトイル <u>鉄管</u> 接合要領書) (18) JDPa W 07 (フランジ形ダクタイトイル <u>鉄管</u> 接合要領書) (19)～(25) [略]	字句の修正
12	7	0	0	0	第7章	PC橋工事	12	7	0	0	0	第7章	PC橋工事	
12	7	2	0	0	第2節	一般事項	12	7	2	0	0	第2節	一般事項	
12	7	2	1	0	7-2-1 適用すべき諸基準	(公社)日本道路協会 道路橋示方書 (I 共通編 <u>IIIコンクリート橋編</u>)・同解説 <u>[新設]</u> [略]	12	7	2	1	0	7-2-1 適用すべき諸基準	(公社)日本道路協会 道路橋示方書 (I 共通編)・同解説 <u>(公社)日本道路協会 道路橋示方書 (IIIコンクリート橋・コンクリート部材編)・同解説</u> [略]	諸基準類の改定に伴う修正
12	7	2	0	0	第4節	橋梁付属物工	12	7	2	0	0	第4節	橋梁付属物工	
12	7	4	5	0	7-4-5 橋梁用防護柵工	受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	12	7	4	5	0	7-4-5 橋梁用防護柵工	<u>1. 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</u> <u>2. 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u> <u>(1) 海岸に接近し、潮風が強く当たる場所</u> <u>(2) 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u> <u>(3) 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u>	諸基準類の改定に伴う修正
12	9	0	0	0	第9章	頭首工工事	12	9	0	0	0	第9章	頭首工工事	
12	9	9	0	0	第9節	管理橋上部項	12	9	9	0	0	第9節	管理橋上部項	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

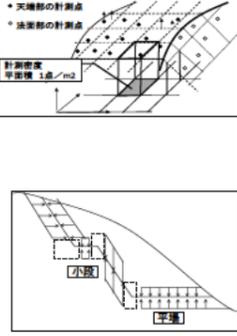
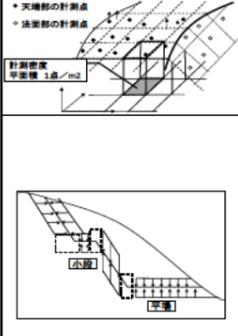
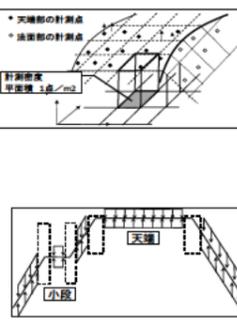
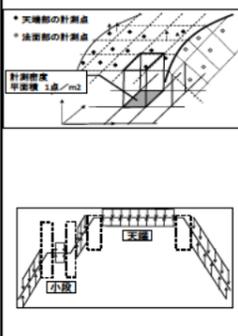
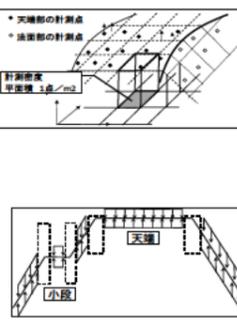
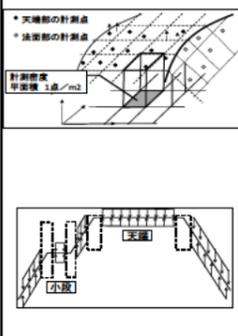
現行（平成30年版）						改正案（令和元年版）										
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	改定理由		
12	9	9	2	0	9-9-2	プレテンション桁購入工	1. [略] 2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。 （1）～（2）[略] （3）コンクリートの施工については、次の規定により制作されたもの。 1）[略] 2）蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて制作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として制作されたもの。 （4）[略] 3. [略]	12	9	9	2	0	9-9-2	プレテンション桁購入工	1. [略] 2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。 （1）～（2）[略] （3）コンクリートの施工については、次の規定により制作されたもの。 1）[略] 2）蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて制作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として制作されたもの。 <u>また、養生終了後は急激に温度を低下させてはならない。</u> （4）[略] 3. [略]	諸基準類の改定に伴う修正
12	9	9	3	0	9-9-3	ポストテンションT（I）桁製作工	1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。 （1）～（4）[略] <u>[新設]</u> 2. ～6. [略]	12	9	9	2	0	9-9-3	ポストテンションT（I）桁製作工	1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。 （1）～（4）[略] <u>（5）受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</u> 2. ～6. [略]	諸基準類の改定に伴う修正
12	9	9	5	0	9-9-5	プレキャストブロック桁組立工	1. [略] 2. 受有者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 （1）～（2）[略] （3）プレキャストブロックの <u>接合</u> に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。 （4）プレキャストブロックを <u>接合</u> する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。 3. ～4. [略]	12	9	9	5	0	9-9-5	プレキャストブロック桁組立工	1. [略] 2. 受有者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 （1）～（2）[略] （3）プレキャストブロックの <u>連結</u> に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。 （4）プレキャストブロックを <u>連結</u> する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。 3. ～4. [略]	諸基準類の改定に伴う修正
12	11	0	0	0	第11章	地すべり防止工事	12	11	0	0	0	第11章	地すべり防止工事			
12	11	2	0	0	第2節	一般事項	12	11	2	0	0	第2節	一般事項			
12	11	2	1	0	11-2-1	適用すべき諸基準	[略] 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 PCフレーム協会 PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き （一社）斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 （一社）斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領	12	11	2	1	0	11-2-1	適用すべき諸基準	[略] 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 PCフレーム協会 PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き （一社）斜面防災対策技術協会 <u>新版</u> 地すべり鋼管杭設計要領 （一社）斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領	諸基準類の改定に伴う修正

三重県公共工事共通仕様書（令和元年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

現行（平成30年版）	改正案（令和元年版）	改正理由
<p style="text-align: center;">建設工事施工管理基準（案）</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(3) 適用除外</p> <p>工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">建設工事施工管理基準（案）</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナ二を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナ二を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」の規定によるものとする。</p> <p><u>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）(案)」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>その他の工種において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合、上記に記載のない規定は、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html）掲載の該当する規定によるものとする。</u></p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p><u>※3次元データを用いた出来形管理等を実施する上での技術基準類は国土交通省のものを使用する。</u></p> <p>(3) 適用除外</p> <p>工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示すものとする。</p>	<p>河川浚渫工他について追記</p>

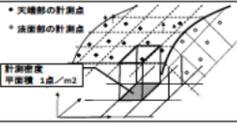
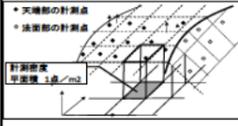
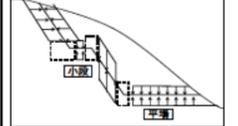
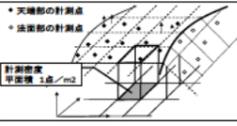
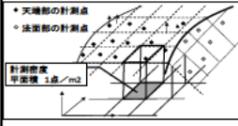
三重県公共工事共通仕様書（令和元年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

現行（平成30年版）								改正案（令和元年版）								改定理由								
編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備 考	編	章	節	条	仕様		工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備 考		
1 共通編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±150	 <p>天端部の計測点 法面部の計測点 計測密度 1点/m²</p> <p>天端 小段</p>		1 共通編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±150	 <p>天端部の計測点 法面部の計測点 計測密度 1点/m²</p> <p>天端 小段</p>	<p>掘削土砂の最大粒径が100mm以上の場合は、以下によることとする。</p> <p>・出来形管理値々の計測値および55%位の規格値に1/2.490を1を加える。</p> <p>なお、転石が埋入する等、施工途中の凹凸を導かない理由により規格値を満足できない場合は、監督員と協議し、範囲を指定して出来形管理対象範囲から除外して良い。規格値は10mm単位で向上せよとする。</p> <p>※1.490・異種分佈のおける50%規格値（著しく大きな較差等は除く）・前床材の較差値未のは厳格的なものでよい。</p> <p>・出来形管理設計数量以上が確保されていること。</p>	掘削土砂の最大粒径が100mm以上の場合は、以下によることとする。
						法面 (小段含む)	水平 または 標高較差	±70	±160									法面 (小段含む)	水平 または 標高較差	±70	±160			
1 共通編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	-150	 <p>天端部の計測点 法面部の計測点 計測密度 1点/m²</p> <p>天端 小段</p>		1 共通編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±300	 <p>天端部の計測点 法面部の計測点 計測密度 1点/m²</p> <p>天端 小段</p>	ICT関連 面管理追加	
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300									法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			
1 共通編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	-150	 <p>天端部の計測点 法面部の計測点 計測密度 1点/m²</p> <p>天端 小段</p>		1 共通編	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	-150	 <p>天端部の計測点 法面部の計測点 計測密度 1点/m²</p> <p>天端 小段</p>	誤記修正	
						法面 (小段含む)	標高較差	-50	-170									法面 (小段含む)	標高較差	-50	-170			法面 (小段含む)

三重県公共工事共通仕様書（令和元年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

現行（平成30年版）										改正案（令和元年版）										改定理由						
編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規 格 値	測定基準	測定箇所	備 考	編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規 格 値	測定基準		測定箇所	備 考				
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±150	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	 		1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±150	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	 		ICT関連 軟岩I追加
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160										法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330				
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	 		1 共通編	4 土工	4 道路土工	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	 		誤記修正
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190										法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190				

三重県公共工事共通仕様書(令和元年7月一部改正) 新旧対照表【分冊2】

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

現行(平成30年度)								改正案(令和元年度)								改正理由														
編	章	節	条	仕様	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	換要	編	章	節	条	仕様		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	換要								
1	共通編	3	一般施工	5	3	共通的工種	1	緑石工 (緑石・アスカーブ)	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所	図3-2	図3-2	1	共通編	3	一般施工	5	3	共通的工種	1	緑石工 (緑石・アスカーブ)	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 <small>ただし、「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</small>	ICT関連追加				
								2	緑石工 (すりつけブロック)	段差H	設計値以下-20											全箇所(各箇所3測点)	図3-2	2	緑石工 (すりつけブロック)		段差H	設計値以下-20	全箇所(各箇所3測点)	図3-2
									勾配i (フラット形以外の場合のみ)	設計値以下	全箇所(各箇所3測点)														図3-3		3	緑石工 (車輦乗入れブロック)		
勾配i (フラット形以外の場合のみ)	±1%	全箇所(各箇所3測点)	図3-3	3	緑石工 (車輦乗入れブロック)	勾配i (フラット形以外の場合のみ)	±1%	全箇所(各箇所3測点)	図3-3																					
	1				共通編	3	一般施工			25	3	共通的工種	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		1	共通編	3	一般施工	25	3	共通的工種	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下
表面の凹凸		3	舗装面に対し0~2	舗装面に対し0~2				表面の凹凸	3																					
仕上げ高さ		舗装面に対し0~2																												
1	共通編	3	一般施工	25	3	共通的工種	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において横軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		1	共通編	3	一般施工	25	3	共通的工種	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において横軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		用語の統一		
									歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁	±2	舗装面に対し0~2											歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁	±2							
									歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂	±5													舗装面に対し0~2	歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂	±5					
									仕上げ高さ	舗装面に対し0~2	舗装面に対し0~2											仕上げ高さ			舗装面に対し0~2					
									表面の凹凸	3													舗装面に対し0~+3	舗装面に対し0~+3	表面の凹凸				3	
										仕上げ高さ	舗装面に対し0~+3																			
1	共通編	3	一般施工	25	3	共通的工種	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		1	共通編	3	一般施工	25	3	共通的工種	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		用語の統一				
									仕上げ高さ	舗装面に対し0~+3											舗装面に対し0~+3	仕上げ高さ	舗装面に対し0~+3							
1	共通編	3	一般施工	31	1	共通的工種	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1	共通編	3	一般施工	31	1	共通的工種	1			側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <small>「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</small>	ICT関連追加			
									延長L	-200											1ヶ所/1施工箇所毎	延長L		-200						
1	共通編	3	一般施工	31	3	共通的工種	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1	共通編	3	一般施工	31	3	共通的工種	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <small>「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</small>	ICT関連追加							
								幅 w ₁ w ₂	-50											1施工箇所毎。	幅 w ₁ w ₂	-50								
								深さ h	-30													1施工箇所毎。		深さ h	-30					
								延長L	-200											1施工箇所毎。	延長L				-200					
1	共通編	3	一般施工	4	基礎工 (現場打)	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所		1	共通編	3	一般施工	4	基礎工	3			1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所 <small>「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</small>	ICT関連追加			
									幅 w	-30										1施工箇所につき2ヶ所	幅 w			-30						
									高さ h	-30														1施工箇所につき2ヶ所	高さ h	-30				
									延長L	-200										1施工箇所につき2ヶ所	延長L					-200				
1	共通編	3	一般施工	4	基礎工 (プレキャスト)	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所 <small>「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</small>		1	共通編	3	一般施工	4	基礎工	3			2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所 <small>「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</small>	ICT関連追加			
									延長L	-200										1施工箇所につき2ヶ所	延長L			-200						

現行(平成30年度)										改正案(令和元年度)										改正理由			
単位:mm										単位:mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要		
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。			1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 <u>ITS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>			ICT関連追加	
						法長 ℓ	$\ell < 3m$										-50	$\ell \geq 3m$					-100
						厚さ(ブロック積張) t_1											-50						
						厚さ(裏込) t_2											-50						
						延長 L											-200						
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>ITS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>				
						法長 ℓ											-100						
						延長 L1、L2											-200						
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>ITS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>				
						幅 w											-100						
						延長 L											-200						
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。			1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 <u>ITS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>				
						法長 ℓ	$\ell < 3m$										-50	$\ell \geq 3m$				-100	
						厚さ(ブロック) t_1											-50						
						厚さ(裏込) t_2											-50						
						延長 L											-200						
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。			1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 <u>ITS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>				
						法長 ℓ	$\ell < 3m$										-50	$\ell \geq 3m$				-100	
						厚さ(石積、石張) t_1											-50						
						厚さ(裏込) t_2											-50						
						延長 L											-200						

三重県公共工事共通仕様書（令和元年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

出来形管理基準

単位：mm

単位：mm

現行（平成30年版）								改正案（令和元年版）								改定理由																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	編	章		節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要							
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均											
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										
													1	3	7	17		オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3														ICT関連追加管理追記
																			平坦性	二	3mプロファイル (α)2.4mm以下 直読式(足付き) (α)1.75mm以下														

三重県公共工事共通仕様書(令和元年7月一部改正) 新旧対照表【分冊2】

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

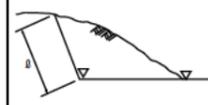
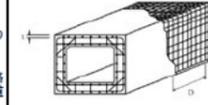
現行(平成30年度)										改正案(令和元年度)										改正理由			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位:mm	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位:mm
1	3	8	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。			1	3	8	2		基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 【施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)】による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			ICT地盤改良を用いた場合の規定を追加		
						施工厚さt	-50																
						幅w	-100																
						延長L	-200																
1	3	8	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法層で行う。			1	3	8	4	1	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法層で行う。					
						法長ℓ	-500																
						天端幅w	-300																
						天端延長L	-500																
										1	3	8	1	2	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 【施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理・中層地盤改良工事編)(案)】による全体の全体改良範囲図を用いて、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			地盤改良(ICT施工の場合)を追加			
						法長ℓ	-500																
						天端幅w	-300																
						天端延長L	-500																
										1	3	8	9	2	基準高▽	設計値以上	1,000m3〜4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m3以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 【施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)】による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。						
						施工厚さt	設計値以上																
						幅w	設計値以上																
						延長L	設計値以上																

三重県公共工事共通仕様書(令和元年7月一部改正) 新旧対照表【分冊2】

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

現行(平成30年度)										改正案(令和元年度)										改正理由					
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位:mm	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位:mm	摘要	
1 共通編	3 一般施工	15 法面工(共通)	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	t < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			1 共通編	3 一般施工	15 法面工(共通)	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	t < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			ICT活用工事	
							t ≥ 5m	法長の-4%																	
						盛土法長ℓ	t < 5m	-100																	
							t ≥ 5m	法長の-2%																	
延長L						-200	1施工箇所毎。	延長L						-200	1施工箇所毎。										
1 共通編	3 一般施工	15 法面工(共通)	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	t < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			1 共通編	3 一般施工	15 法面工(共通)	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	t < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			ICT関連追加	
							t ≥ 5m	法長の-4%																	
						厚さt	t < 5m	-10																	
							t ≥ 5m	-20																	
延長L						-200	1施工箇所毎。	延長L						-200	1施工箇所毎。										
1 共通編	3 一般施工	15 法面工(共通)	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。			1 共通編	3 一般施工	15 法面工(共通)	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。			ICT関連追加
							ℓ ≥ 3m	-100																	
						厚さt	t < 5cm	-10																	
							t ≥ 5cm	-20																	
延長L						-200	1施工箇所毎。	延長L						-200	1施工箇所毎。										



現行(平成30年度)								改正案(令和元年度)								改正理由
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	2		掘削工	基準高▽	±50	1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	2		掘削工	基準高▽	±50	掘削土砂の最大粒径が100mm以上の場合、以下に示すことが出来る。 +出来形管理基準値の規格値に、1.2の安全係数を加える。 なお、転石が露出する等、施工中の安全を確保しない理由により規格値を満足できない場合は、転石を除去し、範囲を指定して出来形管理を要する範囲から除外して良い。規格値は10mm単位で切り上げる。 ※1.490:累積分布の占める90%粒径(新しく大きな転石は除く)が粒径調査は確定的なものであること。 +出来形管理設計書以上が確保されていること。
						法長ℓ	ℓ < 5m -200 ℓ ≥ 5m 法長-4%							法長ℓ	ℓ < 5m -200 ℓ ≥ 5m 法長-4%	
						<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は掘削部の両端で測定。</p> <p>ただし、「TS等光線方式を用いた出来形管理要領(土工編)〔案〕」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)〔案〕」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。</p>								<p>掘削土砂の最大粒径が100mm以上の場合の取り扱いについて追記</p>		
																
1 共通編	5 無筋、鉄筋コンクリート	5 鉄筋	4		組立て	平均間隔 d	±φ	1 共通編	5 無筋、鉄筋コンクリート	5 鉄筋	4		組立て	平均間隔 d	±φ	諸基準値の改定に伴う修正
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上							かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上	
						<p>$d = \frac{D}{n-1}$</p> <p>D: n本間の長さ n: 10本程度とする</p> <p>φ: 鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面でも1ヶ所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章 2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける場合には、道路橋示方書(Ⅲコンクリート編 6.6)による。 注1)重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2)橋梁コンクリート床版(PC橋含む)の鉄筋については、第1編3-19-2 床版工を適用する。 注3)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>										
																

三重県公共工事共通仕様書(令和元年7月一部改正) 新旧対照表【分冊2】

出来形管理基準及び規格値 第3編 海岸編

現行(平成30年度)										改正案(令和元年度)										改正理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
3 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				3 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 [ITS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)]の規定による測点の管理方法を用いることができる。			ICT関連追加	
						法長	$\varnothing < 5m$											-100	$\varnothing < 5m$					-100
							$\varnothing \geq 5m$											$\varnothing \times (-2\%)$	$\varnothing \geq 5m$					$\varnothing \times (-2\%)$
						厚さ t	t											-50	t					-50
						延長 L	L											-200	L					-200
3 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				3 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 [ITS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)]の規定による測点の管理方法を用いることができる。			ICT関連追加	
						法長	$\varnothing < 3m$											-50	$\varnothing < 3m$					-50
							$\varnothing \geq 3m$											-100	$\varnothing \geq 3m$					-100
						厚さ	t < 100											-20	t < 100					-20
							t ≥ 100											-30	t ≥ 100					-30
						裏込材厚 t'	t'											-50	t'					-50
						延長 L	L											-200	L					-200

三重県公共工事共通仕様書(令和元年7月一部改正) 新旧対照表【分冊2】

出来形管理基準及び規格値 第6編 道路編

現行(平成30年度)										改正案(令和元年度)										改正理由														
編 章 節 条 枝番					工 種					測定項目					規格値						測定基準					測定箇所					摘要			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準			測定箇所	摘要									
6 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					6 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)【案1】の規定による測点の管理方法を用いることができる。					ICT関連追加 管理方法の追記								
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所											延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)【案1】の規定による測点の管理方法を用いることができる。													

品質管理基準及新旧対照表

現行(平成30年度)							改正案(令和元年度)							改正理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	改正理由
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		諸基準類の改定に伴う修正
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 附属書C 回収水の場合：JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/1以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/1以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。 その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。				懸濁物質の量：2g/1以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/1以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。 その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正		
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほう)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほう)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、折れ曲がりがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、 両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、 両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 直径19mm未満の鉄筋については手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
			単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、または建造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。			100m3/日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、または建造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	表記統一のため修正 規格値の修正			

(表裏に続く)

品質管理基準及新旧対照表

現行(平成30年度)							改正案(令和元年度)							改正理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	改正理由	
2	ガス圧接	施工後試験	必須 外観検査	目視 圧接面の研磨状況たれ下がり焼き割れ等 ノギス等による計測(詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほう)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほう)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下 ⑥著しいたれ下がり、折れ曲がりがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	2	ガス圧接	施工後試験	必須 外観検査	目視 圧接面の研磨状況たれ下がり焼き割れ等 ノギス等による計測(詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、 西方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、 西方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	諸基準類の改定に伴う修正	
9	転圧コンクリート	材料(その他)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C 回収水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	9	転圧コンクリート	材料(その他)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C 回収水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
16	吹付工	材料	必須 アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成28年7月三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		16	吹付工	材料	必須 アルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			諸基準類の改定に伴う修正
			その他(JISマーク表示されたレイミックスコンクリート)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C 回収水の場合：JIS A 5308附属書C	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。				マイク表示されたレイミックスコンクリートを使用する	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C 回収水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
17	現場吹付法棒工	材料	必須 アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成28年7月三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		17	現場吹付法棒工	材料	必須 アルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			諸基準類の改定に伴う修正

品質管理基準及新旧対照表

現行(平成30年度)							改正案(令和元年度)							改正理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	改正理由
17 現場吹付 法砕工	材料	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合； JIS A 5308附属書C	上水道水及び上水道水以外の水の場合； JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/1以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/1以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	材料	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合； JIS A 5308附属書C	上水道水及び上水道水以外の水の場合； JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/1以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/1以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
22 コンクリートダム	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成28年7月三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	材料	アルカリ骨材反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	諸基準類の改定に伴う修正	
																その他
24 覆工コンクリート(NATM)	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成28年7月三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	材料	アルカリ骨材反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	諸基準類の改定に伴う修正	
																その他
			単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	諸基準類の改定に伴う修正	

品質管理基準及新旧対照表

現行(平成30年度)							改正案(令和元年度)							改正理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要
24 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	24 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 <u>なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。</u> 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	諸基準類の改定に伴う修正
			施工後試	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm				本数 総延長 最大ひび割れ幅等		施工後試	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定
25 吹付コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成28年7月三重県)による。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	25 吹付コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			
			その他(JISマーク表示されたレディ	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合； JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上				工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		
33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	諸基準類の改定に伴う修正
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の規格値以上(それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3					衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の規格値以上(それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		諸基準類の改定に伴う修正
33 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長		33 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長		諸基準類の改定に伴う修正
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。				マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	

品質管理基準及新旧対照表

現行(平成30年度)							改正案(令和元年度)							改正理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	改正理由
33 溶接工	施工	必須	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	・試験で検出されたいきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H4.3」が参考にできる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	33 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	・試験で検出されたいきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	諸基準類の改定に伴う修正
			外観検査(割れ)	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、 <u>疑わしい</u> 場合は磁粉探傷法または浸透液探傷法を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。				外観検査(割れ)	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、 <u>判定が困難な</u> 場合は磁粉探傷法または浸透液探傷法を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
			外観形状検査(ビート表面のビット)	目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、カド継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個又は継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					外観形状検査(ビート表面のビット)	目視及びノギス等による計測	<u>断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手</u> には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個又は継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		諸基準類の改定に伴う修正
			外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H4.3」が参考にできる。				外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	諸基準類の改定に伴う修正
			外観検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み:あつてはならない。 ・アンダーカット: <u>するどい</u> 切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。						外観検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・ <u>割れ</u> 及びスラグ巻込み:あつてはならない。 ・アンダーカット: <u>鋭い</u> 切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。		諸基準類の改定に伴う修正	

品質管理基準及新旧対照表

現行(平成30年度)							改正案(令和元年度)							改正理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	改正理由		
											材料 必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	工種新規追加	
												土の湿潤密度試験	JIS G 0191					
												テールフロー試験	JIS R 5201					
												土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216					
												土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			
												土の粒度試験	JIS A 1204					
												土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
												土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
											その他	土の圧密試験	JIS A 1217					
												土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する			
												土の強熱減量試験	JGS 0221					
												施工 必須	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。	
													土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	

三重県公共工事共通仕様書（令和元年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

現行（平成30年版）	改正案（令和元年版）	改正理由
<p style="text-align: center;">写真管理基準（案）</p> <p>（適用範囲）</p> <p>1. この写真管理基準は建設工事施工管理基準（案）7に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）国土交通省」による。</p> <p>[2～3略]</p> <p>（情報化施工）</p> <p>4. 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>[5略]</p> <p>（写真の編集等）</p> <p>6. 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p>	<p style="text-align: center;">写真管理基準（案）</p> <p>（適用範囲）</p> <p>1. この写真管理基準は、建設工事施工管理基準（案）に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）国土交通省」による。 <u>また、写真を映像と読み替えることも可とする。</u></p> <p>[2～3略]</p> <p>（情報化施工及び3次元データによる施工管理）</p> <p>4. 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領（案）」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 <u>※3次元データを用いた出来形管理等を実施する上での技術基準類は国土交通省のものを使用する。</u></p> <p>[5略]</p> <p>（写真の編集等）</p> <p>6. 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。<u>ただし、デジタル工事写真の</u> <u>小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。</u></p>	<p>映像記録について追記</p> <p>語句の追加</p> <p>電子小黑板について追記</p>

三重県公共工事共通仕様書（令和元年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

現行（平成30年版）	改正案（令和元年版）	改正理由
<p>(撮影の仕様)</p> <p>7. 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。</p> <p>(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p>(撮影の留意事項)</p> <p>8. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする</p> <p><u>(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</u></p> <p><u>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</u></p> <p><u>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。</u></p> <p><u>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</u></p>	<p>(撮影の仕様)</p> <p>7. 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。</p> <p>(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p><u>映像と読み替える場合は、以下も追加する。</u></p> <p><u>(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。</u></p> <p><u>(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</u></p> <p>(撮影の留意事項)</p> <p>8. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする</p> <p><u>(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</u></p> <p><u>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。</u></p> <p><u>(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</u></p>	<p>映像記録について追記</p>

三重県公共工事共通仕様書（令和元年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

撮影箇所一覧表

現行（平成30年版）					改正案（令和元年版）					改正理由	
区分	写真管理項目			概要	区分	写真管理項目			概要		
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度			
30	簡易舗装工	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	30	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要		工種削除
		粒土					再生アスファルト量				
		アスファルト量抽出					水浸ホイールラッキング [※] 試験				
		粒度分析試験					ホイールラッキング [※] 試験				
		ブルーフリーリング					ラベリング [※] 試験				
温度測定											
	含水比試験										
31	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	31	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 〔現物照合時〕	不要		
		再生アスファルト量					温度測定				
		現場密度の測定					現場密度の測定				
	水浸ホイールラッキング [※] 試験										
	ホイールラッキング [※] 試験										
ラベリング [※] 試験											
32	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 〔試験実施中〕	不要	32	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 〔試験実施中〕	不要		
		在庫品切出					在庫品切出				
		機械試験					機械試験				
33	溶接工	引張試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要	33	溶接工	型曲げ試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要		
		衝撃試験					衝撃試験				
		マクロ試験					マクロ試験				
		非破壊試験					非破壊試験				
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査					突合せ継手の内部欠陥に対する検査				
外観検査	外観検査										
曲げ試験	曲げ試験										
	ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて 〔試験実施中〕									
34	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 〔試験実施中〕	不要	34	中層混合処理	適宜 〔試験実施中〕	適宜 〔試験実施中〕	不要		新工種追加
		土の一軸圧縮試験					土の一軸圧縮試験				

三重県公共工事共通仕様書（令和元年 7月一部改正） 新旧対照表 【分冊 2】

撮影箇所一覧表

現行（平成30年版）				改正案（令和元年版）				改正理由		
区分	写真管理項目			区分	写真管理項目					
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度			
33	造園材料（客土）	pH(H ₂ O)〔簡易pH計〕 有害物質〔電気伝導度（ECメーター）〕	採取地毎に1回 〔試験実施中〕	不要	35	造園材料（客土）	pH(H ₂ O)〔簡易pH計〕 有害物質〔電気伝導度（ECメーター）〕	採取地毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
	造園材料（高）	高さ 幹周 枝張	樹種別、規格別に1回 〔試験実施中〕	不要		造園材料（高）	高さ 幹周 枝張	樹種別、規格別に1回 〔試験実施中〕	不要	
	造園材料（中低木）	高さ 枝張	樹種別、規格別に1回 〔試験実施中〕	不要		造園材料（中低木）	高さ 枝張	樹種別、規格別に1回 〔試験実施中〕	不要	
	造園材料（特殊樹木）	高さ 幹周 枝張又は尺	樹種別、規格別に1回 〔試験実施中〕	不要		造園材料（特殊樹木）	高さ 幹周 枝張又は尺	樹種別、規格別に1回 〔試験実施中〕	不要	
	地被類	茎長 芽立	樹種別、規格別に1回 〔試験実施中〕	不要		地被類	茎長 芽立	樹種別、規格別に1回 〔試験実施中〕	不要	
34	木材	木材の加圧式防腐処理方法 クウォート油、加工ター ル、タービッチ （特記による） 木材の浸漬式防腐処 理方法 含水率 保存処理剤浸度試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	36	木材	木材の加圧式防腐処 理方法 クウォート油、加工ター ル、タービッチ （特記による） 木材の浸漬式防腐処 理方法 含水率 保存処理剤浸度試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	

三重県公共工事共通仕様書(平成30年7月一部改正) 新旧対照表【分冊2】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

現行(平成30年版)								改正案(平成31年版)								改正理由
1 共通	3 一般施工	8 地盤改良工	2 路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		1 共通	3 一般施工	8 地盤改良工	2 路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
			3 置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚					3 置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
			5 バイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚					5 バイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
			6 サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚					6 サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
			7 バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	打込長さ 出来ばえ 杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後〕 200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚					7 バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	打込長さ 出来ばえ 杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後〕 200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚		
			8 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚					8 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚		
			9 固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径 深度	1施工箇所に1回 〔打込後〕 1施工箇所に1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚					9 固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径 深度	1施工箇所に1回 〔打込後〕 1施工箇所に1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚		
											10 固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3~4,000m3につき1 回、又は施工延長40m(測点 間隔25mの場合は50m)につき 1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	代表箇所 各1枚	新工種追加	
			11 仮設工	5 土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長 数量	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕 全数量 〔打込後〕	代表箇所 各1枚					11 仮設工	5 土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長 数量	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕 全数量 〔打込後〕	代表箇所 各1枚
土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔削孔後〕 1施工箇所に1回 〔施工後〕			代表箇所 各1枚		土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔削孔後〕 1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚						
土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回			代表箇所 各1枚		土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚						
土留・仮締切工 (締切盛工)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			代表箇所 各1枚		土留・仮締切工 (締切盛工)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚						
土留・仮締切工 (中詰盛工)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			代表箇所 各1枚		土留・仮締切工 (中詰盛工)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚						
9 地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			代表箇所 各1枚		9 地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚						
10 地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			代表箇所 各1枚		10 地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚						
22 法面吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準ずる					22 法面吹付工	第1編 3-15-3	吹付工に準ずる							
13 工場 製作工 (共通)	1 鋳造費 (金属支承工) (大型ゴム支承工) 仮設材製作工	製作状況			適宜 〔製作中〕	代表箇所 各1枚		13 工場 製作工 (共通)	1 鋳造費 (金属支承工) (大型ゴム支承工) 仮設材製作工	製作状況	適宜 〔製作中〕			代表箇所 各1枚		
		原寸状況			1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚				原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕			代表箇所 各1枚		
		製作状況	適宜 〔製作中〕			製作状況	適宜 〔製作中〕									
	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚		刃口金物製作工	刃口高さ 外周長		1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚						
		3 桁製作工 (仮組立による 検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚		※シミュ レーショ ン仮組立 検査の場 合は仮組 立寸法を 省略		3 桁製作工 (仮組立による 検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	※シミュ レーショ ン仮組立 検査の場 合は仮組 立寸法を 省略			
			製作状況	適宜 〔製作中〕						製作状況	適宜 〔製作中〕					
	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕			仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕										
	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚		桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況		1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚						
		製作状況	適宜 〔製作中〕				製作状況		適宜 〔製作中〕							
	桁製作工 (鋼製えん堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚		桁製作工 (鋼製えん堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)		1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚						
4 検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚		4 検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚								
	製作状況	適宜 〔製作中〕				製作状況	適宜 〔製作中〕									